

令和4年度

包括外部監査結果報告書

概要版

出資金及び基金の執行・管理・運営について

令和5年3月

岡山市包括外部監査人

公認会計士 高橋 正和

## 目次

第1章	包括外部監査の概要と監査結果報告の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の対象	1
第4	監査テーマ選定理由	1
第5	包括外部監査人及び補助者	2
第6	利害関係について	2
第7	指摘・意見	2
第8	監査結果報告の概要	3
1	包括外部監査の監査方針	3
2	概要版の記載方針	3
第2章	岡山市の財政状況と 新公会計マニュアルを利用した行政活動の活用状況	4
第1	岡山市の現状のスコア	4
第2	岡山市の財政上の課題	4
第3	新公会計マニュアルを活用した行政と岡山市における活用状況	4
1	新公会計マニュアルと岡山市における導入状況について	4
2	新地方公会計の情報をを用いたPDCA体制の構築と 岡山市における活用状況と課題	5
第3章	出資金の概要及び統制等	6
第1節	出資金の監査範囲と概要	7
第2節	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	10
第1	地方自治法上及び地方公会計上の統制の概要	10
第2	岡山市における出資割合の管理統制状況	11
第3	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	12
第4	出資割合が岡山市の地方公会計に与えている影響	14
第5	連結範囲の検討	16
1	岡山市の連結範囲	16

2	地方公営企業に対する出資金	17
3	形式基準により連結対象となっている第三セクター等	18
4	実質基準により連結対象となっている第三セクター等	18
第3節	資産保全に関する統制状況	20
第1	有価証券及び出資による権利の管理	20
第2	管理状況	20
1	岡山市の出資金	20
2	地方公営企業が出資する出資金	23
第3	小括	23
第4節	出資金に関する個別検討	25
第1	検討方針	25
第2	手続範囲と概要版における記載について	26
第3	担当課毎の統制検討	28
1	ICT推進課	28
2	観光振興課	29
3	交通政策課	30
4	高齢者福祉課	31
5	財産活用マネジメント推進課	33
6	市街地整備課	34
7	市場事業部	34
8	政策企画課	36
9	地域包括ケア推進課	39
10	庭園都市推進課	40
11	道路港湾管理課	41
12	農林水産課	42
13	福祉援護課	43
14	文化振興課	44
15	医療政策推進課	45
16	水道局企画総務課（地方公営企業）	48
17	下水道経営企画課（地方公営企業）	49
18	小括	50
第4章	基金	51
第1節	イントロダクション	51
第1	基金の性質	51

第2	視点	51
第3	岡山市の基金	52
第4	基金の推移	54
第5	資金運用と調達	54
1	一般的な考え方	54
2	岡山市の状況	55
第2節	基金に求められる機能と地方自治法上要請される統制について	56
第1	基金に求められる機能について	56
第2	地方自治法上要請される統制について	57
1	基金の管理について	57
2	基金の処分について	57
第3節	資産保全及び統制	57
第1	基金の管理	57
第2	統制について	57
第3	債券の管理	58
第4	債券の管理状況	58
第4節	個別検討	58
第1	個別の基金の検討	58
1	岡山市財政調整基金	58
2	岡山市市債調整基金	59
3	岡山市庁舎整備基金	59
4	岡山市国際交流基金	59
5	岡山市公共施設等整備基金	60
6	岡山市地域振興基金	60
7	岡山市交通遺児激励基金	61
8	岡山市協働のまちづくり秋山基金	61
9	岡山市ふれあい公社基金	62
10	岡山市障害者福祉岡崎基金	62
11	各霊園基金	63
12	岡山市一般廃棄物処理施設整備基金	63
13	岡山市御津地区学校教育施設整備基金	63
14	岡山市市民協働の学校づくり基金	64
15	岡山市立図書館福武基金	64
16	岡山市学校教育施設等整備基金	65
17	岡山市災害遺児教育年金基金	65
18	岡山市学童校外事故共済基金	65

19	岡山市土地開発基金	66
20	岡山市国民健康保険事業基金	67
第5節	小括	67

第5章	出資金及び基金の手続を踏まえての 岡山市の行政活動に対する提案	68
-----	------------------------------------	----

第1	出資金の手続を終えての提案	68
第2	基金の手続を終えての提案	70

## 第1章 包括外部監査の概要と監査結果報告の概要

### 第1 監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 第2 監査の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

### 第3 監査の対象

- ・監査テーマ  
出資金及び基金の執行・管理・運営について
- ・対象年度  
令和 3 年度（必要に応じて他年度も対象年度に含める。）

### 第4 監査テーマ選定理由

少子高齢化により地方公共団体の財政状況が厳しくなっていくことが想定される中で社会環境の変化・多様化する市民ニーズに対応していくには、民間資源を活用しながら行政サービスを効率的・弾力的に実施していくことが必要である。また、将来の必要な行政のための財源を計画的に特定基金として確保した上で行政を行っていくことも必要である。

岡山市が直面する財政状況が厳しくなる中であっても、将来の市民サービスを維持するのみならず、更に向上させていくためには、このような仕組みが全体的に適法性・目的適合性を保持していることを前提として、有機一体的に運営されることがその基盤になると考える。

このような問題意識の下、外部資源の利用という視点では、平成 21 年度に外郭団体をテーマとして選定実施されてしばらく期間が空いたことから、今回は、外郭団体を含めた出資金にテーマを絞ったうえで包括的に岡山市の統制状況並びに関連する事業を横断的に確認したいと思う。

また、様々な将来リスクに対してお金を貯める仕組みという視点から、地方自治体における有効に機能する基金の仕組みは重要である。適正額の積立及び適正な運用及びその執行が、行政サービスを支える重要な基盤となる。将来的に財政が厳しくなる中で岡

山市の財政規律の方針及び自主的な財源確保体制をチェックするという視点で、基金を重要な監査テーマとして選定した。また、基金については金額的な重要性があるにもかかわらず、過年度の包括外部監査において監査テーマとされたことがない、という点からそれをテーマとすること自体にも意義がある。

出資金を岡山市が行う事業の横断的な閲覧のフィルターとして、基金を岡山市の将来リスクに対するお金を貯める仕組みとして確認したうえで、帰納的に将来的に財政状況が厳しくなる中であっても、行政サービスを維持し更に向上させるための、お金を賢く使う仕組みを提案することが岡山市の市民サービスの維持向上には必要であるとの思いから、監査テーマを『出資金及び基金の執行・管理・運営について』とした。

## 第5 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 高橋正和（公認会計士）

補助者 高見尚平（公認会計士）

補助者 山本哲也（公認会計士）

補助者 櫛本洋樹（公認会計士）

補助者 藤本英臣（弁護士）

補助者 岡原洋介（弁護士）

## 第6 利害関係について

包括外部監査人及びその補助者は、上記監査対象について、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第7 指摘・意見

本報告書において、「指摘」とした事項は、「監査の結果について、合規性または経済性・効率性・有効性に関して、改善すべき重要事項と監査人が判断したもの」である。

「意見」とした事項は、「監査の結果について、著しい問題はないが、改善が望ましい事項と監査人が判断したもの」である。

## 第8 監査結果報告の概要

### 1 包括外部監査の監査方針

今回の包括外部監査は、テーマとする出資金・基金の監査から、少子高齢化社会の中で「お金を賢く使う」仕組みをどのように構築していくか、という問題に対し、有意な提案を導くことを最終の目標として実施した。

そのために、岡山市の財政状態・財政を作る仕組みを概括的に理解し、そこから導き出される問題点を認識しつつ、サンプルとして今回監査テーマとする出資金・基金を見ていくことにより、最終的にテーマとした出資金・基金に対する提案のみならず、少子高齢化社会の中で「お金を賢く使う」仕組みを岡山市の中で構築していく上での、有意な提案を帰納的に意見とした。

### 2 概要版の記載方針

概要版では、監査結果報告のうち、「指摘」事項の全て及び「意見」のうちで包括外部監査人が重要と判断したもの（意見番号は監査結果報告書の通り）並びに個別の出資金及び基金について、包括外部監査人が岡山市に対して最終的な提案を出すに当たって重要と判断したものについて記載した。



## 第2章 岡山市の財政状況と

### 新公会計マニュアルを利用した行政活動の活用状況

#### 第1 岡山市の現状のスコア

岡山市の令和2年度決算における財政指標については、経常収支比率政令市1位（前年度1位）、将来負担比率1位（前年度1位）実質公債費比率6位（前年度8位）となっており、普通会計のみならず、外郭団体も含めた改革により、非常に良い結果となっている。

経常収支比率が理想的とされる数値とかけ離れている団体がほとんどであることを考えると、他都市の財政規律が甘いだけとも言えるが、岡山市は『将来世代に負担を先送りすることなく、財政運営の健全性を確保した上で、市民福祉の向上とまちの発展を実現していきます』とのスローガンの下、財政的基盤の上に永続的な市民サービスの維持向上を志向した責任感ある財政規律を敷いている。

#### 第2 岡山市の財政上の課題

責任感ある財政活動を岡山市が行っていることは確かであるが、岡山市の財政分析から、行政上の財政運営を行う上で留意しなければならない顕在化リスクとしては、市の魅力を向上させるために、福祉・教育を充実させた結果として、市の財政が景気変動に対する弾力性が低くなっているという点である。

市債残高が高止まりしている中で、景気後退局面に差し掛かった場合に厳しい財政運営を迫られることが想定される。

#### 第3 新公会計マニュアルを活用した行政と岡山市における活用状況

##### 1 新公会計マニュアルと岡山市における導入状況について

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」は、複式簿記の導入を前提とした体制により、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての統一的な基準による財務書類等の附属明細書（いわゆる4表）公表することを企図しているものである。

岡山市においては、日々仕訳体制を敷くことなく、法定の一般会計等を基礎として財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての統一的な基準による財務書類等）の作成を行っ

ている。

## 2 新地方公会計の情報をを用いた PDCA 体制の構築と岡山市における活用状況と課題

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」巻末では活用事例集を公表し、財源を「賢く使うこと」を志向した実践例として、「公会計の情報をを用いた PDCA サイクルの構築等」を紹介している。岡山市における PDCA 体制の構築運用状況について確認を行った。

岡山市の PDCA 体制を支える総合計画については、現在、政策企画課が『岡山市第六次総合計画後期中期計画』を策定・進行管理をおこなっている。総合計画の中身として 30 の政策に分けられ更にそこから各政策関連の施策が設定され、最終的に各施策の関連の事業まで細分化され担当課が振り分けられている。このように設定された計画に対する PDCA 体制であるが、「計画の進行管理 (PDCA)」という前期中期計画に対する進行管理表を新会計導入の平成 28 年より作成公表している。

したがって、岡山市では、PDCA を実施するツールは具備していると評価できた。更に具体的な岡山市の内部通知「予算編成に向けた課題整理の実施」により、総合計画に基づいた具体的なオペレーションが行われている。

現状体制の課題としては、岡山市において複式簿記体制は導入されていないため、事業に投入された資産については、事業に紐づけされてはいない。したがって、お金を効率的に使うための意思決定指標として重要な投入に対するパフォーマンスという指標が存在しない点であった。

### 第3章 出資金の概要及び統制等

出資金は、出資等を通じて実際に市民サービスを行う手段である。

岡山市の各事業において、お金を賢く使いつつ市民サービスを向上させるためには、計画を立て、予算を立案・執行しその後の継続的なモニタリング及び必要な是正措置を行う、という PDCA 体制が全体適合的に実施されるような仕組みとして構築・運用される必要がある。

従って、概括的理解から実際に行政活動を行う手段としての性質を持つ出資金を検証するに当たっては、

- ・現状において、市の事業目的（計画）と整合的か
- ・目的適合的な計画に基づき実施されたとして、その後評価が行われ、適切な是正措置が実施されているか

という点に視点を置いて見ていくことが必要となると考えられる。

一方で出資金については、地方自治法上出資割合が 25%以上の法人については、監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、監査することができる（地方自治法第 199 条第 7 項及び同施行令第 140 条の 7）。更に、出資割合が 25%以上 50%未満の条例で定める法人、50%以上の法人については、予算の執行に関する長の調査権等が及ぶとともに、議会に対する経営状況を説明する書類の提出が課されることとなる（地方自治法第 221 条第 3 項、第 243 条の 3 第 2 項及び同施行令第 152 条第 1 項）。これについては、出資対象団体に対する出資関係も環境変化に応じて変わり得る中で、継続的に持分割合が検証され責任セクターに適切に報告されているか、という点の継続的なモニタリングが必要である。

この点、計画策定からは是正措置に至る PDCA 体制を有機一体的に行うように機能させる、という視点と密接に関係している。

また、新地方公会計においては、連結財務諸表の作成も要請されている。出資割合について、50%超の持分があれば、全部連結の対象とされる（地方公会計マニュアル P168）。したがって、持分割合に対するモニタリングは、市民に対する適切なアカウントビリティを果たすという観点からも重要である。有効な PDCA 体制構築の観点からは、連結の範囲を適切に設定することにより、適切なセグメント情報を作成し、評価体制に資する有意な情報の提供を果たす、という面においても重要な点である。

そして、出資金は公有財産であり、資産保全の統制に関する問題もある（地方自治法第 238 条第 1 項第 6・7 項）。従って、資産保全活動についても、結局有機一体性を持つての活動の一環であり、有効な PDCA 体制の構築と無関係ではない。

以上のような、概括的理解から得られた知見から導き出された手続及び出資金の質的特性から必要とされるであろうと思われる手続を実施した。

## 第1節 出資金の監査範囲と概要

今回の監査テーマである出資金の監査範囲としては、岡山市の地方公会計上の表示区分上の投資及び出資金とした。

### ・残高の推移

地方公会計マニュアルによる決算が行われた平成28年度から直近会計期間である令和2年度までの岡山市における全体会計における出資金等の推移である。

(単位：百万円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
投資及び出資金	18,384	18,486	18,590	18,610	18,740
有価証券	340	339	339	339	331
出資金	18,045	18,147	18,251	18,271	18,408

大きな変動はなく遡増傾向であることが分かる。

### ・出資先別一覧表【令和2年度末残高より】

出資金を見ていくに当たっての管理表としての一覧表を作成した。

今回のテーマとしては、お金を賢く使うという点にも重点を置いていることから、岡山市においての統制上出資に対して管理責任を負う担当課中心の一覧管理表とした。

担当課No	担当課	出資先No	出資先名称	外郭団体	現状出資額(円)	割合(%)
1	ICT推進課	1	株式会社 オービス		42,650,000	0.23%
		2	岡山ネットワーク 株式会社		150,500,000	0.80%
		3	地方公共団体情報システム機構		2,000,000	0.01%
2	スポーツ振興課	4	一般財団法人 岡山市スポーツ協会	外郭団体	30,000,000	0.16%
3	プロモーション・MICE推進課	5	株式会社 岡山コンベンションセンター	外郭団体	50,000,000	0.27%
4	下水道河川計画課	6	一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構		460,000	0.00%
5	下水道経営企画課	7	公益財団法人 岡山県下水道公社	外郭団体	9,853,500	0.05%
6	環境保全課	8	公益財団法人 岡山県環境保全事業団		25,000,000	0.13%
		9	公益財団法人 児島湖流域水質保全基金		45,300,000	0.24%
7	観光振興課	10	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	外郭団体	57,400,000	0.31%
		11	株式会社 池田動物園		1,000,000	0.01%
8	給与課	12	一般財団法人 地域社会ライフプラン協会		17,000,000	0.09%
		13	一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会		26,000,000	0.14%
9	文化財課	14	公益財団法人 岡山県郷土文化財団		14,205,000	0.08%
10	交通政策課	15	井原鉄道 株式会社		20,000,000	0.11%
		16	岡山空港ターミナル 株式会社		29,000,000	0.15%
		17	一般財団法人 岡山県牛窓海岸スポーツ振興会		7,000,000	0.04%
11	広報広聴課	18	株式会社 岡山シティアフエム		20,000,000	0.11%
		19	RSKホールディングス 株式会社		5,710,000	0.03%
12	高齢者福祉課	20	一般社団法人 岡山市老人クラブ連合会		10,000,000	0.05%
13	財産活用マネジメント推進課	21	社会福祉法人 愛隣会		1,500,000	0.01%
		22	岡山市土地開発公社	外郭団体	20,000,000	0.11%
14	財政課	23	地方公共団体金融機構		76,000,000	0.41%
		24	株式会社 日本宝くじシステム		2,000,000	0.01%
15	産業振興・雇用推進課	25	株式会社トマト銀行		4,788,000	0.03%
		26	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	外郭団体	100,000,000	0.53%
		27	岡山信用保証協会		234,180,000	1.25%
16	産業政策課	28	独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構		330,796	0.00%
17	市街地整備課	29	岡山県総合流通センター 株式会社		40,000,000	0.21%
		30	岡山市街地整備 株式会社	外郭団体	6,375,000	0.03%
18	市場事業部	31	岡山市開発 株式会社	外郭団体	1,540,000,000	8.22%
		32	公益財団法人 区画整理促進機構		10,000,000	0.05%
		33	岡山市場冷蔵 株式会社	外郭団体	5,000,000	0.03%
19	政策企画課	34	岡山花き精算 株式会社		2,400,000	0.01%
		35	岡山水産物精算 株式会社		2,000,000	0.01%
20	生活安全課	36	一般財団法人 吉井川水源地域対策基金	外郭団体	34,695,000	0.19%
		37	岡山県広域水道企業団		14,785,904,389	78.81%
		38	一般財団法人 地域活性化センター		5,000,000	0.03%
21	地域包括ケア推進課	39	一般財団法人 地域総合整備財団		50,000,000	0.27%
22	庭園都市推進課	40	公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター		80,541,000	0.43%
		41	公益財団法人 岡山市シルバー人材センター	外郭団体	50,000,000	0.27%
23	道路港湾管理課	42	公益財団法人 リバーフロント研究所		2,500,000	0.01%
		43	公益財団法人 岡山市公園協会	外郭団体	189,135,869	1.01%
24	農林水産課	44	岡山港埠頭開発 株式会社	外郭団体	7,000,000	0.04%
		45	株式会社 岡山会館		1,000,000	0.01%
		46	一般財団法人 岡山市水産協会	外郭団体	230,000,000	1.23%
		47	岡山県農業信用基金協会		28,650,000	0.15%
		48	岡山県漁業信用基金協会		1,600,000	0.01%
		49	公益財団法人 おかやまの森整備公社		33,270,000	0.18%
		50	公益社団法人 岡山県野菜生産安定協会		1,950,000	0.01%
		51	公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団		36,455,000	0.19%
25	福祉担課課	52	公益財団法人 岡山県林業振興基金		15,784,409	0.08%
		53	岡山森林組合		131,000	0.00%
		54	有限会社 サウスヴィレッジ		1,500,000	0.01%
26	文化振興課	55	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	外郭団体	100,000,000	0.53%
		56	一般財団法人 太平洋戦争全国空爆犠牲者慰霊協会		350,000	0.00%
27	保育・幼児教育課	57	公益財団法人 岡山文化芸術創造	外郭団体	454,459,332	2.43%
		58	表町第一開発ビル 株式会社		6,100,000	0.03%
28	保健管理課	59	学校法人内山下保育会		18,950,000	0.11%
		60	公益財団法人 岡山県動物愛護財団		10,142,000	0.05%
		61	公益財団法人 岡山県健康づくり財団		1,121,000	0.01%
		62	公益財団法人 岡山県腎臓バンク		43,000	0.00%
			(合計)		18,734,944,295	100.00%
【出資金から漏れていた団体】						
29	医療政策推進課	63	地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター		2,322,148,685	

※一覧表は出資額で作成したため、全体財務書類貸借対照表残高との差異はある。(評価益及び強制評価減による差)

現状出資額の残高のうち、担当課 No19 政策企画課 出資先 No37 の岡山県広域水道企業団に対する出資残高の割合が 78.8%となっている。残高推移における毎年の出資金額の通増は同団体に対する出資である(内容については『第4節 第3 8 政策企画課』参照)。

また、本来出資金として計上すべき出資である担当課 No29 医療政策推進課 出資先 No63 の地方独立行政法人岡山市立総合医療センターが漏れている(『第3節 第2 管理状況』参照)。

一覧は、全体財務書類を基本として作成している。

連結の範囲を検討した際に一般会計等財務書類上公営企業に対する出資金の計上が漏れていることを検出した(『第2節 第5 連結範囲の検討』参照)。

#### ・法人類型別分類

法人形態	出資先数
株式会社	19
有限会社	1
一般財団法人	10
公益財団法人	18
一般社団法人	2
公益社団法人	1
社会福祉法人	1
地方公社	1
地方独立行政法人	1
独立行政法人	1
一部事業組合	1
学校法人	1
特別法等	6
合計	63

最後に岡山市の出資先を法人類型別で把握して見ると、(一般・公益)財団法人28が最多であるが、株式会社形態の団体に対しても19と比較的多く出資している。このように様々な類型の出資先に、各担当課を責任セクターとして縦割行政で統制を行っているため問題も生じる。

## 第2節 出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況

### 第1 地方自治法上及び地方公会計上の統制の概要

#### ・ 予算の執行に関する長の調査権

地方三公社及び地方独立行政法人、また、50%以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社、さらに 25%以上 50%未満出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものについては、予算の執行に関する長の調査権等が及ぶとともに、議会に対する経営状況を説明する書類の提出が課されている（地方自治法第 221 条第 3 項、第 243 条の 3 第 2 項及び同施行令第 152 条第 1 項）。

#### ・ 地方公会計（連結の範囲）

また、地方公共団体の出資比率が 50%以上の「第三セクター等<sup>1</sup>」はすべて連結対象とするとされ（地方公会計マニュアル P172 (20)）、全部連結の対象とされることから、地方自治法上の統制のみならず、市民へのアカウンタビリティ一面についても、影響を与えうる。

#### ・ 監査委員による監査対象

地方自治法の規定により出資金等の出資割合が 25%以上の法人については、監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、監査することができる（地方自治法第 199 条及び同施行令第 140 条の 7）。

※ここで注意すべきは「第三セクター等」ではなく「法人<sup>2</sup>」として立法されている点である。

このように、出資割合に応じて地方自治法上の統制が決まっているのである。したがって、地方自治法上の統制のトリガーとなる出資割合について、担当課でどのような統制が行われ、それが適正に運用されているか、という点についての検証が必要となる。

---

<sup>1</sup> 地方公会計上の連結の範囲検討に当たっての第三セクター等には、社会福祉法人も含まれる（地方公会計マニュアル P173 (25)）

<sup>2</sup> 法人とは、法律上法人格を認められ、法律行為を有効になし、権利義務の主体となりうる資格を与えられたものである。

## 第2 岡山市における出資割合の管理統制状況

出資割合については、基本的に出資に対する責任を負っている各担当課が把握している。それを元に毎年作成する財務書類等において、強制評価減や連結対象法人を検討する財政課がその数値を集計し、統一的な基準による財務書類等の附属明細書や連結会計における財務書類等を作成している。財務書類等の作成に当たり、全体の数字を集計するのは、財政課であるので、全体的な数字の把握についても責任を負っているかといえ、そうではなく、全体的な数字の把握の責任は外郭団体等の改革推進セクターである行政改革推進室である、という認識を持っている。実際には、行政改革推進室が外郭団体管理指導のため、若しくは、総務省に対する第三セクター等の報告資料作成のために調査を行う団体については、その数値を利用し、それ以外の団体については財政課が出資額より独自に数字を算定して行政活動を実施（財務書類等の作成）している。

統制内容	担当課	調査（算定）頻度	対象団体数
①総務省が要請する「第三セクター等の状況に関する調査」 （②の外郭団体のうち13団体を含む。）	行政改革推進室	2年毎	22
②岡山市の外郭団体	行政改革推進室	毎年	17
③ 上記以外の団体	財政課	毎年	46

岡山市においては、上述した通り行政改革推進室が第三セクター改革の責任セクターであるため、総務省が要請する2年毎の「第三セクター等の状況に関する調査」に関する回答のために、出資割合を含めた第三セクターの経営状況について各担当課に対し、直接出資先に対する調査を依頼した上で集計作業を行っている。この総務省の調査依頼範囲を見ると、①（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、②会社法等の規定により設立された法人、③地方3公社、④地方独立行政法人とある。ただし、事業活動の範囲が全国的な法人または全国規模で設立されている法人は、調査範囲から除外されており、更に調査表自体確認すると、市が出資割合で1位ではない第三セクター等については、調査範囲から除かれている。

外郭団体について、地方自治法上の定義があるわけではない、この外郭団体について岡山市では、

- ① 出資割合が25%以上の法人（市が設立した地方独立行政法人を除く）
- ② 岡山市から継続的に人的又は財政的な関与を受け、且つ市の政策・施策の遂行と密接な関係を有する法人

以上のように定め、外郭団体の経営状況等を把握・公表するために毎年出資割合を調査している。

以上が、岡山市における出資割合に関する統制内容である。



### 第3 出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響

調査の結果、地方自治法上の統制に対して指摘事項となる事象は以下の通りである。

#### 【指摘としたもののまとめ】

担当課No	担当課	No	出資先名称	外郭団体	出資額の差			出資割合の差			検出事項	
					現状出資額 (円)	外郭団体概要上出資金 (円)	差異 (円)	第三セクター等の状況に関する調査出資割合	現状出資割合①	調査出資割合②		差異(①-②)
7	観光振興課	10	公益社団法人おかも観光コンベンション協会	外郭団体	57,400,000	0	57,400,000	0%	調査対象外			※1
12	高齢者福祉課	20	一般社団法人 岡山市老人クラブ連合会		10,000,000	調査対象外		調査対象外	34.98%	48.10%	△13.12%	※2
		21	社会福祉法人 愛隣会		1,500,000	調査対象外		調査対象外	0.22%	50.00%	△49.78%	※3
22	庭園都市推進課	43	公益財団法人 岡山市公園協会	外郭団体	189,135,869	57,000,000	132,135,869	50%	調査対象外			※4

表にまとめた指摘事項は、地方自治法上要請される統制活動に明確に影響を与える出資割合及び出資額の相違についてであるが、調査の結果として、正確な数値が把握されていない出資先は調査結果一覧表の通り複数あり、担当課による継続的なモニタリングが行われていない状況や算定方法を誤認している状況が散見された。

#### 【指摘1】(上記表中の※2・3)

出資先 No20 (高齢者福祉課) 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会 (出資割合 48.1%)  
 出資先 No21 (高齢者福祉課) 社会福祉法人愛隣会 (出資割合 50%)  
 については、行政改革推進室担当の外郭団体の統制から漏れている。

さらに出資先 No20 (高齢者福祉課) 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会 (出資割合 48.1%) については、外郭団体の統制からもれていたため、結果として地方自治法第199条第7項の対象外となっていた。

出資先 No20 は、当初は任意団体において設置されたシルバー基金に対する出捐であった。平成25年度に法人格を取得したのであるが、それ以降も、担当課においてシルバー基金という形で認識されていたことや、担当課と行政改革推進室との情報共有が十分になされていなかったことなどから、外郭団体から漏れており、更には地方自治法第199条第7項の対象外となっていたようである。現状の統制としては、責任セクターは各担当課であり、各担当課が行政改革推進室及び財政課に報告することにより、適正な行政活動が行われることを企図したものであるが、これがうまく運用されていない。このような統制の仕組みには無理があると思われる。

出資先 No21 は、現状の担当課の同法人に対する出資割合に関する認識としては

0.22%であるが、今回の一斉調査の結果を踏まえての追加調査の結果、外郭団体の統制からは漏れている一方で、地方自治法第199条第7項の対象となっていた。

同法人は、岡山市が旧建部町を合併した際に岡山市に組入れられたのであるが、当時の担当者は、出資割合を正確に把握し、地方自治法上の適法な措置を行ったようである。社会福祉法人については、外郭団体とならないという認識の下、統制対象団体から外したようであるが、現状岡山市の外郭団体の定義において対象とならない法人は、岡山市が設立した独立行政法人だけであるため、地方自治施行令第152条第1項に定める「法人」と一致するよう定義を変更することで、同法人が外郭団体の対象とならないような措置を行うことが望ましい。

【指摘2】(P12表中の※1・4)

出資先 No10 (観光振興課) 公益社団法人おかやま観光コンベンション協会  
所管課報告出資額 0、財産調書上出資額 57,400,000 円

出資先 No43 (庭園都市推進課) 公益財団法人岡山市公園協会

所管課報告出資額 57,000,000 円、財産調書上出資額 189,135,000 円

については、出資額について、公有財産と行政改革推進室への報告額(担当課が公有財産として認識している金額)がずれている。

評価減をした場合には、地方公会計上の出資額が切り下げられるケースもありうるが、現状、評価減をしていない先について、公有財産上の出資額・行政改革推進室への報告出資額・公会計上の出資額がずれている出資先がある。

本来、出資額は一つのはずである。

これについては、同法人が旧一般財団法人岡山市建部町観光協会を吸収合併した際、指定正味財産受することなく、一般正味財産受けしたために、岡山市として出資による権利として取り扱うものがなくなったケースにおいて、担当課では出資額ゼロとして扱っているのであるが、それがそのまま会計上公有財産上計上されている(つまり出資後の取り崩しの報告がなされていない)ということ、原因として差異が生じているのが出資先 No10 のケースである。

出資先 No43 のケースは、担当課では出資による権利として認識しているものについては把握しており、それを岡山市の調査に当たって報告しているのであるが、出資による権利としては、純然たる寄付であると認識しているものも公有財産として登録しているために生じた差異である。

【意見1】

出資金額のずれについては、行政改革推進室の調査対象法人であるから明確に差異が把握可能であったのであるが、その他の法人に関しても差異が生じている出資先は存在する。

これは、岡山市としての出資に対する統一した運用方針がないため、各担当課で十分な検討及びそれに伴う処理が出来ていないという事象が生じているためである。岡山市の類型として一番多い（一般・公益）財団法人に対する出捐金については、出資による権利として資産性を認定され、さらに必要となる自治法上の統制活動に必要な出資割合の算定を求められるという、非常に難度の高いタスクが求められるのであるが、この統制について岡山市における指針がない中で、その第一義的な責任は各担当課となっており、そのことが検出事項に繋がっている。

他地方自治体では、出資による権利について、運営上の指針となるような内部的な通知を出し、純然たる寄付金については、出捐金から消却を行っている地方自治体もあることを考えると、岡山市としても何かしらの通知を出して統一的に運用することが望ましい。

その上で、岡山市の出資に当たる場合の明確な手続規程を策定することが望まれる。

指摘事項1・2については、出資に関する入口の統制が岡山市において明確化されていないということから、生じたものである。岡山市からの拠出が出資となる場合には、出資計画の作成並びに予定出資割合による地方自治法及び地方公会計上要請される措置に関して担当課において関連検討資料を作成するような統制を敷くことで、同じようなエラーを防ぐことが出来ると考えられる。

規程設置に際しては、金額の重要性についても設定しても良いと思われる。

第4 出資割合が岡山市の地方公会計に与えている影響

【指摘としたもの等のまとめ】

担当課No	担当課	No	出資先名称	外郭団体	連結の範囲	現状出資額(円)	出資割合	毀損率	実質持分(円)	直近会計期間の純資産額(千円)	備考
7	観光振興課	10	公益社団法人おかもか観光コンベンション協会	外郭団体	第三セクター等	57,400,000	0.0%	△100.00%	0	55,613	※1
19	政策企画課	36	一般財団法人 吉井川水源地域対策基金	外郭団体		34,695,000	32.8%	△34.81%	22,616,186	68,952	※2

**【指摘3】** (P14 下の表中の※1・2)

出資先 No36 (政策企画課) 一般財団法人吉井川水源地域対策基金 (出資額 34 百万円、出資割合 32.8%、毀損率△34.8%) については、強制評価減の検討がされていない。

そもそも、地方公会計マニュアルが想定する会計方針に岡山市が対応していない (地方公会計マニュアル P145 (97))。

また、【指摘2】の結果として、出資先 No10 (観光振興課) 公益社団法人おかやま観光コンベンション協会 (出資額 0 円、出資割合 0%、毀損率△100%) が地方公会計上出資金として計上されている。

※こちらについては、評価損というよりは過去における消却未処理の問題である。

## 第5 連結範囲の検討

### 1 岡山市の連結範囲

財務書類		会計名等		会計名および団体名称	連結の方法	比例連結割合	出資割合	検出事項
一般会計等 財務書類	一般会計等	一般	地方公共団体	一般会計				
		特別会計		岡山市用品調達費特別会計	全部連結			
岡山市災害遭児教育年金事業費特別会計	全部連結							
岡山市公共用地取得事業費特別会計	全部連結							
岡山市学童校外事故共済事業費特別会計	全部連結							
岡山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	全部連結							
岡山市公債費特別会計	全部連結							
岡山市立総合医療センター病院事業債特別会計	全部連結							
岡山市国民健康保険費特別会計	全部連結							
岡山市介護保険費特別会計	全部連結							
岡山市後期高齢医療費特別会計	全部連結							
岡山市下水道事業会計	全部連結			100%	※1			
岡山市水道事業会計	全部連結			100%	※1			
岡山市工業用水道事業会計	全部連結		100%	※1				
岡山市市場事業会計	全部連結		100%	※1				
岡山市病院事業会計	全部連結		100%	※1				
全体財務書類	公営事業会計	公営企業会計	岡山県後期高齢者医療広域連合	比例連結	32.02%	資本金なし		
			岡山県市町村総合事務組合	比例連結	1.993%	資本金なし		
			神崎衛生施設組合	比例連結	68.20%	資本金なし		
			備南衛生施設組合	比例連結	53.50%	資本金なし		
			旭川中部衛生施設組合	比例連結	53.70%	資本金なし		
			岡山市久米南町衛生施設組合	比例連結	52.50%	資本金なし		
			旭東用排水組合	比例連結	29.37%	資本金なし		
			岡山市他1市大正池水利組合	比例連結	85.00%	資本金なし		
			六ヶ郷組合	比例連結	79.60%	資本金なし		
			四ヶ郷組合	比例連結	72.27%	資本金なし		
			西一郷半組合	比例連結	18.15%	資本金なし		
			三ヶ村組合	比例連結	66.67%	資本金なし		
			田原用水組合	比例連結	34.48%	資本金なし		
			藩井十二箇郷組合	比例連結	40.31%	資本金なし		
			岡山県広域水道企業団	比例連結	22.93%	22.93%		
			岡山県南部水道企業団	比例連結	4.48%	本市の出資なし		
			岡山市久米南町国民健康保険病院組合	比例連結	53.30%	資本金なし		
		地方三公社	全部連結		100%			
		地方独立行政法人	全部連結		100%			
		連結財務書類	第三セクター等	岡山市土地開発公社	全部連結		100%	
				地方独立行政法人岡山市総合医療センター	全部連結		100%	
				一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ	形式基準による全部連結		100%	
				公益財団法人岡山市シルバー人材センター	形式基準による全部連結		98%	
				一般財団法人岡山市水産協会	形式基準による全部連結		90.10%	
				公益財団法人岡山市ふれあい公社	形式基準による全部連結		100%	
				公益財団法人岡山市公園協会	形式基準による全部連結		50%	※2
				株式会社岡山コンベンションセンター	形式基準による全部連結		50.50%	
				岡山市整備株式会社	形式基準による全部連結		51.00%	
				岡山市開発株式会社	形式基準による全部連結		52.20%	
				公益財団法人岡山文化芸術創造	比例連結	87.20%	87.20%	※3
				岡山市冷蔵株式会社	実質基準による全部連結		33.30%	
				岡山港埠頭開発株式会社	実質基準による全部連結		31.80%	
				一般財団法人岡山市スポーツ協会	実質基準による全部連結		48.24%	
公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	実質基準による全部連結				0%	※4		

岡山市の連結範囲を全体会計及び連結会計の注記よりまとめると表のようになる。

	都道府県・市町村	一部事務組合・ 広域連合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等
全部連結	○ (全部連結)	—	○ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体が 全部連結)	○ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体が 全部連結)	○ (出資割合50%超又は 出資割合50%以下で業 務運営に実質的に主導 的な立場を確保してい る地方公共団体が全部 連結)
比例連結	—	○ (経費負担割合等に 応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体を 特定できない場合は、 比例割合、活動実態等 に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体を 特定できない場合は、 比例割合、活動実態等 に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体を 特定できない場合は、 比例割合、活動実態等 に応じて比例連結)

また、地方公会計マニュアル上の連結範囲の定義は上記の通りである。

## 2 地方公営企業に対する出資金

地方公営企業法により、地方公営企業に対しての出資が認められており、岡山市においても出資を行っている（地方公営企業法第18条）。

### 【指摘4】(P16表中の※1)

岡山市の、統一的基準による財務書類（一般会計等）において、地方公営企業に対する出資が投資及び出資金に計上されていない。

これについては、地方公会計マニュアルの出資金の定義が「公有財産として管理されている出資等」とされており、地方公営企業に対する出資金は公有財産とされていないことから、平成28年度の新公会計の適用初年度の期首において、出資金として計上しない処理を行ったようである（地方公会計マニュアル P145 (95)）。

出資金が上述したような定義であるため、計上しないことが地方公会計上の正しい処理のように思える。これについては、財務書類作成要領のQ&A23において、「財務会計上の費目で出資金となっている場合は、出資金として仕訳する必要があります」と規定され、財務諸表上の記載としては出資金のその他の項目に記載することが想定されているため（地方公会計マニュアル P395（財務書類作成要領23））、一般会計等の財務書類等にて未計上とした公営企業に対する出資金について、適正な会計処理を行う必要がある。また、地方公会計マニュアルでは市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体及び会計に対するものについて、投資損失引当金の対象としており、一般会計等財務書類において、地方公営企業に対する出資金が計上されることを前提とした規定もある（地方公会計マニュアル P146 (98)）。

### 3 形式基準により連結対象となっている第三セクター等

#### 【出資割合調査より】

まず、出資割合が 50%超で全部連結の対象となるような団体の漏れについてであるが、出資割合調査結果を集計した結果、漏れは検出されなかった。

#### 【指摘 5】(P16 表中の※ 3)

出資先 No57 公益財団法人 岡山文化芸術創造については、出資割合 87.2%であり出資割合 50%超の形式基準で全部連結対象法人とされる出資であるが、比例連結とされている。

これについては、出資割合が 50%超である第三セクター等であるため、全部連結対象団体である。

地方自治法上出資割合 50%以上を出資している第三セクター等には、予算の執行に関する長の調査権が及ぶとともに、議会に対する経営状況の提出義務が課せられる（地方自治法第 221 条第 3 項、第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法令第 152 条第 1 項）。このような地方自治法上の統制もあり、出資割合 50%超の第三セクター等の場合は、地方公共団体の関与及び財政支援の下で、実質的に主導的な立場を確保しているといえるため、全部連結の対象となる（地方公会計マニュアル P172 (19)）。

### 4 実質基準により連結対象となっている第三セクター等

出資割合 50%以下の団体であっても、実質的に主導的な立場を確保している場合は全部連結の対象団体となる。判断基準としては、企業会計に準拠することとなっているが、地方公会計マニュアルにて以下のように例示されている。

1	第三セクター等の資金調達の総額の過半（50%超）を設立団体からの貸付額が占めている場合（資金調達額は設立団体及び金融機関等からの借入など貸借対照表の負債の部に計上されているものとする。設立団体からの貸付額には損失補償等を含むこととするが、補助金、委託料等は含まれないものとする。）
2	第三セクター等の意思決定機関（取締役会、理事会等）の構成員の過半数を行政からの派遣職員が占める場合、あるいは構成員の決定に重要な影響力を有している場合
3	第三セクター等への補助金等が、当該第三セクター等の収益の大部分を占める場合（人件費の相当額程度を補助するなど重要な補助金を交付している場合）
4	第三セクター等との間に重要な委託契約（当該第三セクター等の業務の大部分を占める場合など）が存在する場合
5	業務運営に関与しない出資者や出捐者の存在により、実質的には当該地方公共団体の意思決定にしたがって業務運営が行われている場合

このような定義に当たる団体としては、岡山市において外郭団体とされた団体である。出資割合 0%で全部連結対象団体となっている出資先 No10（公社）おかやま観光コンベンション協会は、「市から継続的に人的又は財政的な関与を受け、且つ市の政策・施策と密接な関係を有する法人」という岡山市の外郭団体の定義に当たるため外郭団体になっており、岡山市からの補助金が団体の営業収入の半分を占める。そのような理由から、全部連結の対象団体とされている。

次に、外郭団体で全部連結の対象から外れている団体を確認してみる。

出資先 No 7 公益財団法人岡山県下水道公社については、県主導の事業ではあるが、応負担に基づく岡山市の負担割合が一番多い。岡山県が全部連結の対象としていないことから、岡山市が全部連結の対象としても良い団体といえるが、現状連結対象とはされていない。

出資先 No37 一般財団法人吉井川水源地域対策基金については、岡山県が全部連結対象団体としているため、岡山市では連結対象としていない。

#### 【意見 4】

連結範囲の検討について連結の範囲に含めた際には検討しているが、財政課では毎期検討されていない。形式基準でも誤りがあったが、実質基準では地方公会計マニュアルに例示された状況を毎期確認し連結の範囲に入るかどうか、という点を検討することが必要となる。そのような観点から、全体的な連結範囲の検討シートを毎期作成したうえで連結作業を実施することが望ましい。

また、総務省の地方公会計マニュアルには、チェックリストもあるため、財務書類等を作成したのち、チェックリストにて確認することも望まれる。

チェックリストを確認すると、連結財務書類用のチェックリスト番号 4-1 に「出資割合が 50%超の第三セクター等を全部連結の対象としているか。」というチェック項目があり、このチェックリストによる統制を敷いていれば、岡山市側で検出出来たエラーである。



### 第3節 資産保全に関する統制状況

#### 第1 有価証券及び出資による権利の管理

岡山市においては、有価証券及び出資による権利について、公有財産として岡山市公有財産取扱規則により取得管理及び処分に関する事務の取り扱いが定められている。

その規則により、有価証券及び出資による権利にあたる公有財産については、当該財産を取得した課の課長が管理及び処分に関する事務を行うとされている（岡山市公有財産取扱規則第4条1項）。

そして、公有財産について、財産活用マネジメント推進課長が公有財産台帳を整備し、常に公有財産の状況が明らかとなるようにして（岡山市公有財産取扱規則第15条1項）、各課長はその管理する公有財産について常に状況を把握し、公有財産と公有財産台帳等との符号、公有財産台帳等の記載事項の適否について特に注意しなければならないと定められている（岡山市公有財産取扱規則第14条5号、6号）

一方で、会計管理者の権限である有価証券（基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関することは、岡山市では会計管理室が置かれ、会計課出納係が同事務を担当することとなっている（岡山市会計管理室設置及び事務分掌規則第4条4項）。

#### 第2 管理状況

##### 1 岡山市の出資金

##### ア 公有財産台帳

公有財産台帳については、現在はシステム上で電子化されており、各担当課で照会できるよう運用されている。財産活用マネジメント推進課では、年2回、公有財産台帳の記載内容を正しく記録するよう各担当課に依頼をしている。

##### 【指摘6】

現在運用されている公有財産台帳については、岡山市公有財産取扱規則第15条1項に定める様式第6号が要求する保管場所を記載する欄が設けられていないため、様式を改めるか公有財産台帳の書式を変更するべきである。

まず、本監査において、公有財産台帳の内容を確認した。各出資金について公有財産台帳が整備されていた（2で述べる出資金除く）が、下記のとおりの問題が確認された。

#### 【指摘 7】

公有財産台帳については、正確な記載をすべきである。

公有財産台帳の記載内容について、数量や単価の記載について誤ったものが数多く見られ、正確な記載となっているものは少数であった。また保管の有無に関する記載もほとんど記録されておらず、保管なしと記録しているものもあった。

システム上の問題も存すると思われるが、常に固有財産の状況を明らかにするものであるため、正確に記録すべきものであり、そのように運用できるシステムとすべきである。

#### 【指摘 8】

公有財産台帳の有価証券及び出資による権利の区別について、正確にすべきである。

公有財産台帳の中に、すでに株券が電子化されているトマト銀行株式会社への出資について、有価証券として分類され、記録されていた。

なお、ヒアリング後に、当該出資についての公有財産台帳の分類を出資による権利として訂正されている。

#### 【指摘 9】

公有財産の取得については、正確に把握すべきである。

岡山都市整備株式会社について、利益剰余金の資本組入れにより、株式の評価額が増加したものについて、新規に公有財産（株式）を取得したものとして公有財産台帳に登録されていた。

なお、ヒアリング後に、誤って登録していたものを削除するなど公有財産台帳を修正済みである。

#### 【指摘 10】

公有財産である出資金については、正確に把握し管理すべきである。

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターについて、平成 26 年度に地方公営企業から地方独立行政法人へ経営形態を変更していたところ、公会計上の処理においては、地方独立行政法人設立当初は、岡山市からの出資を出資金として計上していたが、新公会計制度の適用初年度である平成 28 年度の期首に地方公営企業に対する出資を未計上とした際に、当該法人についても資産として計上していない。平成 26 年度の設立当初から公有財産として管理できておらず、公有財産台帳に登録されていない状況である。当該団体に対する出資金について、公有財産として管理すべきである。

平成 26 年度の設立当初から公有財産として管理が行われておらず、平成 28 年度からは資産としても未計上となり、管理されないままとなったものと思われる。

#### 【指摘 11】

出資金に関する資料について、少なくとも出資をしている間は、保存することとすべきである。

意見 1 でも述べたが、出資に当たって検討すべき内容等の規程が存しないことから、出資計画書等の出資を検討した際の資料の存否も不明であり、岡山市文書分類基準表に定める保存年限も明確ではない。

後に出資の妥当性、相当性等を確認するためにも、少なくとも出資をしている間は資料を保存するよう規程を定めておくべきである。

#### イ 有価証券

岡山市では、各課の管理する公有財産の有価証券等について、各担当課から依頼があったものについて、会計課において保管している。

会計課においては、公有財産台帳とは別に有価証券保管状況一覧を作成し、管理している。株券のみならず、出資による権利についても出捐証書等を会計課において保管している。

各担当課が会計課において保管中の有価証券等を確認するといったことは行われていなかった。

本監査において、株券等の実査を会計課にて実施したところ、以下の問題が確認された。

## 【指摘 12】

有価証券である株券については確実に保管すべきである。

岡山ネットワーク株式会社の株券 1 枚 (10 株券) について、現物の確認ができず、紛失の状況である。平成 19 年頃名義変更の際に管理されなくなったものと思われるが、紛失の経緯等も不明な状況である。平成 19 年以降 10 年以上にわたって現物の確認がされていないことも問題であり、有価証券については毎年実査を行うなど確実に保管されていることを確認すべきである。

## 【意見 6】

有価証券等の管理にあたっては、現在の状況を確実に把握できるようにするのが望ましい。

会計課作成の有価証券保管状況一覧については、基本的に担当課から保管依頼があったときの状況で作成されており、その後の状況変化（商号変更、担当課変更、株券廃止など）に対応していない。会計課においても各課からの情報や公有財産台帳を確認して現在の保管状況を正確に確認できるようにすることが望ましい。

## 2 地方公営企業が出資する出資金

上記のほか、地方公営企業である岡山市市場事業が出資する株券等（出資先 No33、34、35）については、岡山市公有財産取扱規則の対象外となっており、有価証券についても会計課は管理していない。この点で、他の地方自治体においては、地方公営企業の保有する公有財産の管理等について、まとめて管理規程を設けているところもあるが岡山市には存しない。

市場事業部において、岡山市市場事業が出資している株券等（出資先 No33、34、35）を管理しており、株券の現物についても外部金融機関の貸金庫にて保管している。また株券不発行会社についても対象会社から株主名簿記載事項証明書を取得の上、保管している。

市場事業部では、年 2 回は株券等の現物の確認を行っているとのことである。実査の結果、保管状況に問題は見られなかった。

## 第 3 小括

上記の通り、岡山市では、出資金について、公有財産台帳により管理されている。財産活用マネジメント推進課においては、各課の管理する公有財産について正しく記載す

るよう指示はしているが、正確な内容となっていることの確認まではできていない状況である。

また、有価証券については、各担当課から会計課に保管依頼されているが、各課において、一定の期間を定めて現物の確認を行っている様子はみられず、有価証券等がどこに保管されているかが分からない担当課もあった。

会計課においても、保管依頼を受けて以降は、独自の保管上のデータを作成・管理し、各担当課から処分等の連絡のない限り担当課に確認を求めることはしていない。このため、株券がない状態であることや株券廃止などの情報が会計課において把握されていなかった。

以上のことからすると、各担当課、財産活用マネジメント推進課、会計課がそれぞれの立場で管理しており、相互の確認が行えていないことが問題と思われる。

そこで、この点に関しても、公有財産台帳を活用することが有効ではないかと考える。公有財産台帳については、システム上にあり、各担当課で確認することができるものである。会計課においても保管している有価証券等についての情報を確認でき、会計課で保管していることを台帳上に明確にしておけば、別途作成している有価証券保管状況一覧の作成も必要なくなると思われる。

また、有価証券の現物についての確認も、いつ誰が行ったかの記録も台帳上に残しておけば、確認の履歴を残すことができ、問題が起こったときに確認することができる。実際には有価証券の取得から処分まで動きがないものが多いとは思われるが、現実に株券が確認できない事案もあることからすれば、1年に1回は現物を確認するなどの規程を定めて、各担当課及び会計課において実施するようにすることが望ましい。

そして、公有財産台帳の記載内容については、財産活用マネジメント推進課においても、各担当課が正しく記録しているか、依頼のみならず確認できる体制をとられたい。

以上について、それぞれがうまく機能しているかを監督する組織として、たとえば公有財産の管理等の適正を図るために設置された岡山市公有財産管理委員会（岡山市公有財産管理委員会規程第1条）が各担当課の管理する公有財産が適正に管理されているか、有価証券の現物が確実に保管されているかなどを積極的に調査審議し、監督する体制がとられることが望ましいと考える。

## 第4節 出資金に関する個別検討

### 第1 検討方針

個別の出資金を検討する際の指針としては、総務省の第三セクター等改革指針として公表された「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書（債務調整等に関する調査研究会平成20年12月5日）」がある。要点として、市民に対する行政活動の一環として保有する以上大前提として「行政目的と合致しているか」、という点である。あまりに一致していなければ、たとえ収益性があるといっても処分相当というのがその際の指針である。これは、市民のために行政活動を行う団体としては当然に具備すべき共通の視点であろう。

この指針を岡山市に当てはめると、最低限政策企画課が作成する総合計画に紐付けているか、ということになると思う。ただし、紐付けているだけではもちろん駄目である。

第三セクター等の現状の方針としては、平成21年度から平成25年度の5年間の第三セクター改革計画が終了し、現状は自主運営されているかどうかを継続的に把握することが求められている（第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月5日付け総財公第102号 総務省自治局長通知における指針）。これは、原則25%以上の出資のある法人に対する指針であるが、出資が「出資による権利」であり公有財産であることから、出資金の資産保全面からは当然に留意すべき指針となるものであろう。

この点については、毎期決算書を出資団体に対し徴求し継続的にモニタリングされているか、検出事項については改善活動が行われ、計画等に反映されているか、といった活動が継続的な責任セクターの活動として求められるであろう。有機一体的に全体適合的な活動として機能するということは、個別のリソースで達成されてこそ担保されるものである。その意味で、このような個別検証を行っていく意味はあるものと考えられる。

## 第2 手続範囲と概要版における記載について

監査結果報告書上の手続範囲としては、全体会計財務書類上の出資金とした（ナンバリングは次ページ参照）。

ただし、全国的な組織については、岡山市がほとんど主導的な立場となることはなく、従って、地方公会計上の評価減検討に出資割合の検証が必要となるぐらいであるため、簡単な法人の紹介にとどめた。

また、一般会計等財務書類及び全体財務書類への計上漏れが検出された、出資先 No63（地独）岡山市立総合医療センターを加え、更に一般会計等財務書類での計上漏れが検出された地方公営企業について、上水、工水、下水の3事業について、金額的重要性及び岡山市における上水、工水、下水の3事業の評価という観点から、追加の手続範囲として加えたうえで評価検討を行った。

※概要版では、監査結果報告書に記載した出資金のうち、

- ①指摘及び意見のなされた出資先
- ②外郭団体がテーマとされた平成21年度の包括外部監査において経過措置を提言されているもの及び未対応のものについて現状をヒアリングしコメントを記載した出資先
- ③出資先のうち経過措置が必要であるとコメントした出資先
- ④地方公営企業及び地方公営企業法全部適用会社並びに地方独立行政法人（複式簿記体制が敷かれている出資先）

以上について包括外部監査人が重要と判断し記載した。

担当課No.	担当課	出資先No.	出資先名称	外郭団体
1	I C T 推進課	1	株式会社 オービス	
		2	岡山ネットワーク 株式会社	
		3	地方公共団体情報システム機構	
2	スポーツ振興課	4	一般財団法人 岡山市スポーツ協会	外郭団体
3	プロモーション・M I C E 推進課	5	株式会社 岡山コンベンションセンター	外郭団体
4	下水道河川計画課	6	一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構	
5	下水道経営企画課	7	公益財団法人 岡山県下水道公社	外郭団体
6	環境保全課	8	公益財団法人 岡山県環境保全事業団	
		9	公益財団法人 児島湖流域水質保全基金	
7	観光振興課	10	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	外郭団体
		11	株式会社 池田動物園	
8	給与課	12	一般財団法人 地域社会ライフプラン協会	
		13	一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会	
9	文化財課	14	公益財団法人 岡山県郷土文化財団	
10	交通政策課	15	井原鉄道 株式会社	
		16	岡山空港ターミナル 株式会社	
		17	一般財団法人 岡山県半窓海岸スポーツ振興会	
11	広報聴課	18	株式会社 岡山シティエフエム	
		19	RSKホールディングス 株式会社	
12	高齢者福祉課	20	一般社団法人 岡山市老人クラブ連合会	
		21	社会福祉法人 愛隣会	
13	財産活用マネジメント推進課	22	岡山市土地開発公社	外郭団体
14	財政課	23	地方公共団体金融機構	
		24	株式会社 日本宝くじシステム	
		25	株式会社トマト銀行	
15	産業振興・雇用推進課	26	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	外郭団体
		27	岡山信用保証協会	
		28	独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構	
16	産業政策課	29	岡山県総合流通センター 株式会社	
17	市街地整備課	30	岡山市都市整備 株式会社	外郭団体
		31	岡山市都市開発 株式会社	外郭団体
		32	公益財団法人 区画整理促進機構	
18	市場事業部	33	岡山市市場冷蔵 株式会社	外郭団体
		34	岡山花き精算 株式会社	
		35	岡山水産物精算 株式会社	
19	政策企画課	36	一般財団法人 吉井川水源地域対策基金	外郭団体
		37	岡山県広域水道企業団	
		38	一般財団法人 地域活性化センター	
20	生活安全課	39	一般財団法人 地域総合整備財団	
21	地域包括ケア推進課	40	公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター	
22	庭園都市推進課	41	公益財団法人 岡山市シルバー人材センター	外郭団体
		42	公益財団法人 リバーフロント研究所	
23	道路港湾管理課	43	公益財団法人 岡山市公園協会	外郭団体
		44	岡山港埠頭開発 株式会社	外郭団体
		45	株式会社 岡山会館	
24	農林水産課	46	一般財団法人 岡山市水産協会	外郭団体
		47	岡山県農業信用基金協会	
		48	岡山県漁業信用基金協会	
		49	公益財団法人 おかやまの森整備公社	
		50	公益社団法人 岡山県野業生産安定協会	
		51	公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団	
		52	公益財団法人 岡山県林業振興基金	
		53	岡山森林組合	
25	福祉援護課	54	有限会社 サウスヴィレッジ	
		55	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	外郭団体
26	文化振興課	56	一般財団法人 太平洋戦争全国空爆犠牲者慰霊協会	
		57	公益財団法人 岡山文化芸術創造	外郭団体
27	保育・幼児教育課	58	表町第一開発ビル 株式会社	
		59	学校法人内山下保育会	
28	保健管理課	60	公益財団法人 岡山県動物愛護財団	
		61	公益財団法人 岡山県健康づくり財団	
		62	公益財団法人 岡山県腎臓バンク	
【出資金から漏れていた団体】				
29	医療政策推進課	63	地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター	
【公営企業】				
30	水道局企画総務課	64	岡山市水道事業会計	
		65	岡山市工業用水道事業会計	
31	下水道経営企画課	66	岡山市下水道事業会計	



### 第3 担当課毎の統制検討

#### 1 ICT 推進課

##### ① 岡山ネットワーク株式会社（出資先 No 2）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
平成4年 1月6日	山陽新聞グループのケーブルテレビ局である。岡山市からの資本も受けている第3セクターである。	市民に市の発信する情報が広く伝わるようにするためには、多様な情報発信手段を活用する必要があり、ケーブルテレビは市域に密着した情報を市民に届ける上で、非常に有効な手段であるため。	変更なし	なし	なし	政策30 ③行政のスマート化
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			売上高	2,034,514	1,866,208	1,826,258
			経常利益	180,854	189,099	291,179
			当期純利益	100,028	113,847	186,271
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	4,191,091	4,101,153	4,002,442
	3,000,000	150,500,000	資本金	2,522,700	2,522,700	2,522,700
	評価減の検討	現状出資割合	実質持分	250,208	244,839	238,946
	問題なし	5.97%	毀損率	66.25%	62.68%	58.77%

#### 【指摘 13】

岡山ネットワーク株式会社の取締役会に、岡山市から選任されている取締役が出席しておらず、会社法第 363 条第 2 項違反の状況が続いている。

岡山ネットワーク株式会社については、岡山市長が取締役に就任しているため、取締役としての職務の遂行状況について確認を行った。これについては、直近 4 回開催の取締役会について全て公務を理由に欠席しており、職務を適切に果たしている状況とはいえない。代りに、ICT 推進課職員がオブザーバー出席しており、取締役として他課のように担当課職員が就任することにより、取締役としての責務を適切に行うべきであろう。

## 2 観光振興課

### ① 公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（出資先 No10）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
旧建部町から合併により承継	所在地：岡山市北区厚生町3-1-15 商工会議所6階 代表者：石井 清裕 沿革：昭和27年2月に任意団体として、岡山市観光協会が発足 平成25年4月に公益社団法人おかやま観光コンベンション協会へ 令和2年5月に一般財団法人岡山市建部町観光公社を吸収合併 目的：岡山市の文化的・社会的、経済的特性を活かしたコンベンションの常時開催体制の整備及び誘致を戦略的に推進するとともに、観光施設の整備運営、市民の観光意識の普及及び向上並びに観光客誘致宣伝事業の促進等によって観光事業の健全な振興を図り、もって地域経済の発展と市民の生活、文化の向上発展に寄与すること	旧建部町から合併により承継	変更なし	1名  令和2年4月1日現在（法人全体） 役員（常勤）：1名 役員（非常勤）：20名 正規職員：25名	種別：岡山市指定管理業務継続支援金 目的：指定管理施設について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市の方針による施設の休館や管理運営の補助としての支援金 金額：R2年度 16,530,000円（岡山城天守閣） 3,700,000円（鳥城公園） 7,000,000円（たけべ八幡温泉） R3年度 7,300,000円（たけべ八幡温泉） 資料：岡山市指定管理業務継続支援金交付要領（R2.11.4）	政策4 ②産官学連携によるコンベンションの誘致 政策4 ①広域的な観光・インバウンドの推進
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	455,794	362,481	
			当期経常増減額	△9,041	3,558	
			当期一般正味財産増減額	80,156	3,117	
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	一般正味財産(*)	115,769	55,613	52,496
	57,400,000	57,400,000	正味財産合計	115,769	55,613	52,496
	評価額の検討	現状出資割合	実質持分	57,884	27,806	26,248
	問題なし	50.00%	毀損率	0.84%	△51.56%	△54.27%

(\*) 指定正味財産の計上がないため、一般正味財産を記載

岡山市のコンベンションの誘致を行っている事業体。公益社団法人おかやま観光コンベンション協会は令和2年に財団法人岡山市建部町観光公社を吸収合併している。平成19年の市町村合併以前に旧建部町が財団法人岡山市建部町観光公社に対して出捐金を拠出していたため、岡山市が出捐を引継ぐ形となっている。

吸収合併された後の、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会の貸借対照表内訳表においては、基本財産が存在しないため、岡山市が出捐金の支出によって資産の運用について影響力を持っている部分は貸借対照表上では存在していない。

この点につき、担当課へ質問を実施したところ、公益社団法人には、不可欠特定財産の規定があるが、当該財産は公益事業を執行する上で不可欠な美術品や文化施設を想定しており、金融資産や通常の土地建物は該当しないためと回答を得ている。また、岡山市は外郭団体を所管する立場として職員を理事として派遣することで人的関与をするとともに、岡山市外郭団体個別改革方針に基づき、毎年、経営状況及び経営方針の把握

及び関与を行っている。

ただ、上記回答は公益社団へ移行した法人について不可欠資産に定期預金を設定することができないというだけであり、基本財産として金融資産を設定できたと考えられる。

よって、岡山市は現状において法人の運営について深く関わっているものの、出捐金の拠出による公益社団法人おかやま観光コンベンション協会への影響力を財務上失っていると考えるべきであり、出捐金額を取り崩す処理が必要と考える（【指摘2・3】参照）。

### 3 交通政策課

#### ① 井原鉄道株式会社（出資先 No15）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和61年 12月20日	井原鉄道は、岡山県西南圏域と広島県備後圏域を結ぶ重要な交通手段として平成11年1月11日に開業し、毎年百万人のお客様を運んでまいりました。 開業22年を迎えた令和3年春には、ご利用2,400万人を達成し、地域に密着した生活路線として、また地域活性化に不可欠な広域交流基盤として、観光振興はもとより、社会・経済・産業の発展に大きな役割を果たしています。 井原鉄道株式会社（いばらてつどう）は、岡山県井原市に本社を置き、岡山県と広島県で旧日本鉄道建設公団建設線であった鉄道路線井原線を運営している第三セクター鉄道会社である。岡山県、広島県、関係市町および、地元有力企業や関係団体等71事業所（井笠鉄道・瀬鉄道・中国バス等）が出資している。	(当初出資について) 出資日：昭和61年12月20日 金額：10,000千円 目的：吉備線を神辺（広島県福山市）まで延伸する構想を踏まえ、財政的援助として関係市町村とともに出資した	変更なし	なし	目的：「岡山市井原線鉄道基盤設備維持費補助金交付要綱」のとおりに 金額：（令和3年度決算額） 6,376千円	政策6 ①公共交通中心の利便性の高い交通ネットワークの構築
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			売上高	318,770	272,588	343,008
			当期経常損益	△256,893	△247,702	△180,257
			当期純利益	△8,867	△6,695	△96,537
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	597,275	606,142	612,837
	10,000,000	20,000,000	資本金	700,000	700,000	700,000
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	17,082	17,336	17,527
	問題なし	2.86%	毀損率	△14.59%	△13.32%	△12.36%

当初の出資は吉備線を神辺（広島県福山市）まで延伸するという構想があったため、公共交通中心の利便性の高い交通ネットワークを行政として構築をする事業の一環として、関係市町村とともに出資したものである。これに対し現状は、吉備線のLRT化構想が岡山市の喫緊の課題となっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け基本計画策定に遅れが生じているところであり、全体的な整備方針等が定まっていない状況である。

また、経営状況についてであるが、収入の半分は関係地方自治体からの補助金であり、自

主運営がなされておらず、岡山市からも毎年設備負担金名目で補助金を拠出している。それにもかかわらず、毎年赤字の状況であり何らかの事業手法の選択措置が必要な状況である。これについては、県及び各市町村とともに、井原鉄道活性化協議会・井原線振興対策協議会・井原鉄道経営審査会を設置し、耐震対策事業（5ヵ年計画）を策定するとともに、設備負担金等の協議を行っている。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響により、吉備線の全体的な整備方針が決まらないままで、事業手法の選択として、関連出資団体協議の下経営再建計画が策定された上でそれを実施しており、岡山市としても出資を引き揚げるということは難しい局面である。

現在の状況はモラトリアム期間であり、コロナ禍明けにおいて早期に吉備線 LRT 構想の全体像をまとめるとともに、同法人に対する岡山市の関与方針を決定すべきであろう。

#### 4 高齢者福祉課

① 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会（出資先 No20）

② 社会福祉法人愛隣会（出資先 No21）

① 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会（出資先 No20）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和62年 8月14日	岡山市内にある老人クラブの育成指導及び連絡調整を図り、老人クラブの発展と高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする法人。	昭和62年8月14日 3,000,000円 令和4年3月31日現在 10,000,000円 目的：老人クラブ連合会の組織の強化及び事業の充実に向上と魅力ある老人クラブづくり	変更なし	なし	令和3年度 5,931,228円	政策20 ②いきいきと活躍できる生涯現役社会づくり
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	11,489	12,267	12,222
			当期経常増減額	955	181	155
			一般正味財産増減額	955	181	155
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	28,586	27,631	27,450
	3,000,000	10,000,000	指定正味財産	20,790	20,790	20,790
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	13,750	13,290	13,203
	問題なし	49.10%	毀損率	37.50%	32.90%	32.03%

高齢者福祉事業を同団体を通じて行っていたこともあり、行政活動との合致という点では問題のない団体である。出資割合は 25%を超えており、本来的には岡山市の外郭

団体として扱われるべき団体であったが、その点が把握されていない。出資割合 25% 以上なので、地方自治法上岡山市の監査委員の監査の対象団体にも相当する（【指摘 1】参照）。

② 社会福祉法人愛隣会（出資先 No21）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和55年	特別養護老人ホーム旭水荘を運営する母体。また、令和3年4月に岡山市建部町在宅福祉サービスセンターほのぼの荘の事業も受託運営している。	出資日：昭和55年 目的：不明	変更なし	なし	なし	政策22 ③地域福祉の推進
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			サービス活動収益	388,155	376,237	376,022
			経常増減差額	14,584	11,707	23,580
			当期活動増減差額	14,584	11,707	23,580
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	691,779	686,410	685,718
	1,500,000	1,500,000	基本金	3,000	3,000	3,000
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	345,889	343,205	342,859
	問題なし	50.00%	毀損率	22959.30%	22780.33%	22757.27%

合併した旧建部町と久米南町が折半により出資設立した特別養護老人ホームを運営する団体に対する出資金である。経営は極めて健全な団体である。このような団体に対する出資割合を、旧建部町から同出資金を引き継いだ際には、適正に算出していたのであるが、現状純資産に対する割合で算定したために、かなり低い出資割合として岡山市では把握されている。

当時の担当者はその点正確に把握しており、地方自治法上の統制については適法に措置がなされているが、外郭団体については現状の規程（岡山市外郭団体改革方針（総論））上対象団体となるため、措置が必要である。（【指摘 1】参照）

## 5 財産活用マネジメント推進課

### ① 岡山市土地開発公社（出資先 No22）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和47年 12月15日	所在地：岡山市北区大供一丁目1番1号 理事長：古橋 季良 設立：昭和47年12月 目的：公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること 課題：岡山操車場跡地整備事業用地の再取得により、総務省提示の公社健全化目標の一つである、「保有期間が5年以上であるものの簿価総額を設立・出資団体の標準財政規模で除した値を0.1以下とする」の値が0.6となり、クリアしている。ただし、公社保有地に占める長期保有地の割合は約86%と高水準であることから、長期保有地の解消に取り組む必要がある。 事業内容：公社が今後岡山市で開発すべき土地を事前取得し、取得及び売却までにかかった経費と校舎での事務経費(0.8%)を加算して岡山市へ売却する。	公社設立のため 公有地の拡大の推進に関する法律 第13条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。 2 土地開発公社の設立者である地方公共団体は、土地開発公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。	変更なし	理事8名 監事1名 職員4名 ※いずれも市職員が兼務	なし	政策30 ①健全で持続可能な財政運営 政策30 ②公共施設等のマネジメントの推進
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			事業損益	△1,164	△3,455	6,234
			経常損益	△1,138	△3,423	6,327
			当期純損益	△1,138	△3,423	6,237
	当初出資額(円)	現在の出資額(円)	資本金	20,000	20,000	20,000
	20,000,000	20,000,000	資本合計(純資産)	960,423	961,561	964,984
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	960,423	961,561	964,984
	形式数値上は毀損していない。+960Mの資産超過状態にある。ただ、資産計上の大半は公有地及び代行用地であり、簿価は4,201Mである。不動産の含み損によっては毀損している可能性もある。	100.00%	毀損率	4702.12%	4707.81%	4724.92%

平成21年度監査において、当団体は「将来的に解散を含めて団体の在り方について検討すべき」と記載されていたが、今後岡山環状道路や中島公園の整備を実施する必要があり、今後も都市開発の実施を通して岡山市土地開発公社が関わっていく要素は存在していくこととなると考えられる。ただ、都市開発が成熟段階に近づきつつある中で市議会の決議を通すことなく機動的な用地先行取得が今度必要と認められないと考えられる時期が来れば、公社の解散等を含めて団体の在り方を検討すべきと考える。

経営成績においては赤字と黒字の両方が計上されている。また、財政状態においては、岡山市からの借入金4億円計上されている。ただ、純資産簿価が潤沢であり、出資評価として問題はない。

## 6 市街地整備課

### ② 岡山都市開発株式会社（出資先 No31）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係				
平成14年 3月29日	所在地：岡山市北区駅元町14番1号 設立：平成14年4月8日 目的：公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること 事業内容： (1) 駐車場・駐輪場の整備、管理及び運営 (2) 建物及び設備の管理、運転、保守、点検、整備 (3) 不動産の売買、賃貸、仲介 (4) 飲食物、土産品の販売 (5) イベントの企画、運営 (6) 広告代理業務 (7) 損害保険代理業務 (8) 前各号に附帯関連する一切の事業	岡山市が施行した駅元町地区市街地再開発事業は、ひと・もの・情報が交流するコンベンションエリアを駅西地区に創り、都心活力の低下を指摘されていたこの地区を、岡山市の新しい賑わい拠点として再生しようとしたもので、第1工区にコンベンション施設と住宅を整備し、第2工区には商業施設、業務施設、ホテル、放送局、ミュージアムを整備するとともに、都心に不可欠な駐車場を整備した。この駐車場を取得し運営するために出資。	変更なし  0名  (単位：千円)	0名	なし	政策2 ④高次都市機能の充実・強化				
							令和3年度	令和2年度	令和元年度	
							営業損益	△11,246	△21,399	27,064
							経常損益	△9,394	△19,849	28,600
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	資本金	2,950,000	2,950,000	2,950,000				
	1,540,000,000	1,540,000,000	資本合計 (純資産)	3,117,098	3,126,667	3,149,068				
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	1,620,891	1,625,867	1,637,515				
	問題なし	52.00%	毀損率	5.25%	5.58%	6.33%				

平成21年度監査において、当団体は「将来的に解散を検討すべき」と記載されていたが、現状において、団体は存在している。再開発事業の中で地権者の複雑な権利関係の整理、岡山駅西口の駐車場スペースの保持等のため、岡山都市開発株式会社の継続は必要であると考えられる。ただ、将来的には株式会社による管理運営ではなく、岡山市が直接駐車場の管理運営を引き継ぐことを目指すことも視野に入れる必要があると考えられる。

駐車場事業は利益率が低く、近年の新型コロナウイルスの影響による外出控えの為、令和2年から赤字計上となっているが、純資産は資本金が多額に存在することもあり、現状では潤沢に計上されている。令和元年度決算における駐車場収益が計上された場合には黒字計上されている。今後収益性を回復することが難しい状態が継続すれば、出資評価減が必要になる可能性もある。

## 7 市場事業部

### ① 岡山市場冷蔵株式会社（出資先 No33）【外郭団体】

### ② 岡山花き精算株式会社（出資先 No34）

### ③ 岡山水産物精算株式会社（出資先 No35）

① 岡山市市場冷蔵株式会社（出資先 No33）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和58年 2月	所在地：岡山市南区市場一丁目1番地 設立：昭和58年2月12日 目的：中央卸売市場移設の際に岡山市が設置した大型冷蔵庫について、その管理・運営を行うノウハウを持つ市内の冷凍事業協同組合員と補完しあひながら市場の大型冷蔵庫を運営するため、市と共同出資の形で設立された 事業内容：冷蔵倉庫事業、氷の販売事業	冷蔵・冷凍冷蔵庫の保管・荷役を通じて、市場で扱う生鮮食料品の円滑な物流に寄与し、食品流通の中核的な拠点として当市場の生鮮食料品の安定供給を確保するため、新冷蔵庫の管理運営について開設者と市内既存の民間倉庫会社の10社において第3セクター方式の会社を設立した。	変更なし	0人	なし	政策3 ③地産地消で市民が支え誇れる農業都市づくり
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業損益	115	7,200	6,951
			経常損益	1,495	8,357	6,938
			当期純損益	1,323	8,174	6,765
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金	15,000	15,000	15,000
	当初出資金額不明	5,000,000	資本合計（純資産）	41,629	40,307	32,132
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	13,738	13,301	10,604
	問題なし	33.00%	毀損率	174.75%	166.02%	112.07%

平成21年度の包括外部監査において、岡山市市場冷蔵株式会社への出資につき、「株式の売却による岡山市の関与の解消」を推奨されていたが、現状において、出資を継続している。このことにつき担当部に質問を実施したところ、市場の冷蔵技術の向上、市場内での運営によるノウハウの必要性及び今後の設備運用と老朽化への対応等の必要性を鑑み、出資を継続している他の回答を得た。

上記につき、市場における岡山市市場冷蔵株式会社の重要性は高く、岡山市が経営に関与することが経営を安定化させることにつながると考えられる。

経常損益は黒字体質で推移しており、純資産も潤沢に計上されている。

② 岡山花き精算株式会社（出資先 No34）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和57年 10月	所在地：岡山市南区市場1丁目1番地 設立：昭和57年10月2日 目的：次の事業を営むこと 1. 岡山市中央卸売市場における業者間の売買代金の精算業務 2. 前号に付随する転貸融資業務 3. 前各号に付随関連する一切の業務	仲卸業者及び売買参加者の買受代金の代金決済を円滑に行うため、市が資本参加して清算会社を設立した。	変更なし	0人	予定なし	政策3 ③地産地消で市民が支え誇れる農業都市づくり
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			営業損益	△110	△163	△12
			経常損益	633	242	312
			当期純損益	421	118	241
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金	10,000	10,000	10,000
	2,400,000	2,400,000	資本合計（純資産）	62,831	62,710	62,892
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	15,080	15,050	15,094
	問題なし	24.00%	毀損率	528.31%	527.10%	528.92%



平成 21 年度の包括外部監査において、岡山花き精算株式会社への出資につき、「株式の売却による岡山市の関与の解消」を推奨されていたが、現状において、出資を継続している。このことにつき担当部に質問を実施したところ、卸売市場の経由率は低下してきてはいるものの、まだ卸売市場を起点とした流通市場の確保は岡山市民にとっても重要であること、岡山花き精算株式会社の金融機関に対する信用付与の面から岡山市が出資者として関係を継続することに大きな意味があることから、出資を継続しているとの回答を得ている。

上記につき、市場における岡山花き精算株式会社の重要性は高く、岡山市が経営に関与することが経営を安定化させることにつながると考えられる。

営業損益はマイナスで推移するも、雑収入の計上により、経常収益は黒字にて推移している。純資産も潤沢に計上されている。

## 8 政策企画課

### ① 岡山県広域水道企業団（一部事務組合）（出資先 No37）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係			
昭和59年度	昭和59年11月に吉井川水系の15団体を供給対象区域とした岡山県吉井川広域水道企業団として設立 (地方自治法に定める一部事務組合)  平成4年1月に高梁川水系の6団体が加わったことから名称を岡山県広域水道企業団に変更 (市町村合併により、現在18団体が供給対象区域)	各家庭に水を供給している市町村などの水道事業者に浄化した水をわくるため(水道用水供給事業)。	変更なし	1名	種別：岡山県広域水道企業団 運営費等負担金 金額：19,224,134円(83年度)	政策23 ④ライフラインの計画的な整備・管理			
				(単位：千円)			令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業収益	4,445,777			4,493,199	4,454,280	
			営業損益	△1,909,900			△2,202,590	△2,124,777	
			当期純損益	△449,253			△704,707	△840,414	
	当初出資額(円)	現在の出資額(円)	資本金	69,221,494	67,694,280	67,166,278			
	5,978,781	14,891,328,389	資本合計(純資産)	45,914,885	45,835,914	46,011,264			
	評価額の検討	現状出資割合	実質持分	10,560,424	10,542,280	10,582,591			
	問題なし	23.00%	毀損率	△23.08%	△29.21%	△28.93%			

水道事業を運営する一部事務組合に対する出資金である。一部事務組合は、地方自治

法上独立した特別地方公共団体であり（地方自治法第 284 条）、政策企画課が担当課となっている。通常一部事務組合には出資という概念はないが、水道企業団については、地方公営企業法全部適用であり、出資が可能である（地方公営企業法第 18 条）。

水道事業の広域化を国が志向する中であって、近年トピックとなっているスキームであるが、広域的に水道事業を担う団体として、比較的早期に設立されている（昭和 59 年）。

#### 【出資について】

出資は団体の建設事業に出資した結果であるが、現在の出資額は、累計 148 億円まで増加している。

出資については、財源は一般会計であり、これについては、総務省の通知に基づく積算を行った上で拠出することにより、交付金措置を受けている。令和 3 年度の出資金 125 百万円について検証した結果、岡山県広域水道企業団規約に基づいて適切に算定され、その金額に基づき岡山市において執行されていることを確認した。

尚、出資については令和 7 年度が最終であり、それ以降の出資は計画されていない。

#### 【経営上の問題点】

經常収支比率は毎年悪化しており、累積欠損比率が年々増加している。団体はもともと平成 5 年より共用開始したということもあり、施設利用の低さ（40%程度）を問題としていたのであるが、これについては 60%超となり類似団体の平均値を上回るまで改善している。しかしながら、ここまで利用率を上昇させても、料金回収率が 100%を下回っており、これを最低限 100%以上としない限りは持続性のある事業を実施する団体とは評価できない。

経営状況について、出資団体の総体的な見解としては、団体に要請される『PDCA』及び『5 年計画』で経営努力しているが、減価償却費が大きいため、料金回収率が低い。ただし、資金収支見込をもとに資金ベースで見ると持続性が高いものと判断し料金を引き上げないよう努力している、とのことである。

団体は、水道水の卸事業だけを行っており、運営コストのかかる各家庭への供給事業部分は行っていないことを考えると、現状の料金は卸値としては妥当な金額であると考えられる。そのような中であっては、引き続き団体側の経営努力が望まれる。

#### 【短期 5 年計画】

水道用水供給事業会計決算書より直近 5 年の短期経営計画期間の予実対比を実施する。

※計画数値は条例に基づく報告の予算を、実績数値は決算書を用いるが、調査時点では令和 3 年度の決算が公表されていなかったため、比較期間としては（平成 28 年度～令

和2年度までの5ヵ年とする)。

(千円)		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	計画期間累計
営業収益	計画	4,919,498	4,850,269	4,806,963	4,811,553	4,792,526	24,180,809
	実績	4,938,221	4,854,892	4,799,331	4,817,268	4,803,792	24,213,504
	差異	18,723	4,623	△ 7,632	5,715	11,266	32,695
営業費用	計画	6,968,043	6,765,793	7,009,556	6,719,560	6,651,258	34,114,210
	実績	6,830,765	6,692,400	6,943,253	6,656,586	6,559,711	33,682,715
	差異	137,278	73,393	66,303	62,974	91,547	431,495
営業損益	計画	△ 2,048,545	△ 1,915,524	△ 2,202,593	△ 1,908,007	△ 1,858,732	△ 9,933,401
	実績	△ 1,892,544	△ 1,837,508	△ 2,143,922	△ 1,839,318	△ 1,755,919	△ 9,469,211
	差異	156,001	78,016	58,671	68,689	102,813	464,190

確認すると営業収益はほぼ達成、営業費用についてはPDCA体制の下管理が行われ、良好な結果を出しており、結果としての営業損益について計画累計期間を通じた累計期間において、計画対比という視点からではあるが非常に好ましい結果を上げている。

#### 【供給単価及び原価の状況】

(円/m <sup>3</sup> )	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
給水単価	123.8	123.8	124.6	124.3	123.5
給水原価	149.1	157	156.7	164.8	157.6
差異	△ 25.3	△ 33.2	△ 32.1	△ 40.5	△ 34.1
料金回収率	83.0%	78.9%	79.5%	75.4%	78.4%

前述したようなPDCA体制及び5ヵ年計画の実施という、弛まぬ経営努力の結果、直近5ヵ年は改善傾向で推移している。引き続き、料金回収率100%を目指して団体の指導に努めていただきたいと思います。

#### 【令和4年度からの次期中期事業計画】

現在進行中の中期事業計画における財政収支見通しを確認すると、料金据置を前提として作成されており、流域人口減少により収益は減少傾向という現実的な収入見込みとなっている。

また令和8年度より償却費負担が4億円程度減少するなどして、令和14年度より営業利益が出る状況を見込んでいる。

中期事業計画では、施設設備について需要水量に基づく見直しが行われ、既存設備についても耐用年数やメンテナンス周期などをふまえた更新・修繕計画となっている。このような結果として、中期事業計画では令和14年度より修繕費が減少するという前提の下で計画されているため、計画達成のためには、引き続き経費面のコントロールを達成する必要がある。

岡山市としては、水道事業の一部を一部事務組合が担い、直近での負担金の拠出が19,224千円（令和3年度）に抑えられているため、その点、現状は事業メリットを享受している事業であると言える。しかしながら、経営状況については、このような状況であるため、有効なPDCA体制を引き続き行い、中期事業計画に沿って自主独立した団体として永続性のある事業とするよう引き続き指導に努めていく必要がある。

## 9 地域包括ケア推進課

### ① 公益財団法人岡山市シルバー人材センター（出資先 No41）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和53年 9月20日	所在地：岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 設立：昭和53年9月11日 目的：定年退職者等の高齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること	財団法人岡山市高齢者福祉事業団（現：公益財団法人岡山市シルバー人材センター）を設立するため	変更なし	元市職員：常勤2名、非常勤2名	種別：岡山市シルバー人材センター運営費補助金 目的：定年退職後等の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加の促進を図るとともに、年金の支給開始年齢引上げ等の社会制度改革に円滑に対応することを目的とし、高齢者就業機会確保事業推進のため 金額：27,820,000円（R3年度） 資料：岡山市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱、補助金等交付申請書（R3.4.1）	政策20 ②いきいきと活躍できる生涯現役社会づくり
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	794,541	790,157	781,342
			当期経常増減額	58,143	64,463	41,412
			当期一般正味財産増減額	58,143	64,463	31,423
	昭和53年～57年にかけて10,000,000円ずつ合計50,000,000円出資。回答書は当初出資として50,000,000と回答。					
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	51,000	51,000	51,000
	10,000,000	50,000,000	正味財産合計	262,356	204,213	139,750
	評価額の検討	現状出資割合	実質持分	257,109	200,129	136,955
	問題なし	98.00%	毀損率	414.22%	300.26%	173.91%

令和3年度の公益財団法人岡山市シルバー人材センターの正味財産は令和元年度と比して1億円以上増加しており、現在は正味財産が大幅に増加している状況にある。ここで、経常増減額も令和2年度及び令和3年度において5千万円を上回っているにも関わらず、岡山市から令和3年度においては27百万円の補助金が支払われている。

公益財団法人では利益計上が目的とされていないにもかかわらず、大幅な利益計上につながる補助金を岡山市から支払っていることにつき、担当課へ質問を実施したところ、補助金は収益に関わらず、業務に要する経費に対し予算の範囲内で交付している。また、利益は本来法人が確保しておくべき、財政運営資金等の特定資産として積み立てられており、補助金がなくては、安定した経営は難しいとのことである。

また、公益財団法人岡山市シルバー人材センターでは業務を個人へ委託しているが、受託する個人が適格請求書発行事業者とはならないことが予想される。このため、今後仕入税額控除を計上できないことによって5千万円程度消費税要納付額が増加することが見込まれている。インボイス制度の導入により、前述した黒字体質で推移していた法人が岡山市からの補助金なしでは赤字体質となることが懸念されるため、今後の消費税の制度設計等に留意しつつ、税額の低減措置等を含め、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの出資額が毀損しないための方策につき、具体的に検討していくことが必要になると考えられる。

【意見7】

インボイス制度施行後に公益財団法人岡山市シルバー人材センターにおいてどのように事業を継続していくかについて検討していくことが必要と考えられる。

10 庭園都市推進課

① 公益財団法人岡山市公園協会（出資先 No43）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係				
昭和57年 11月4日	所在地：岡山市北区大快1丁目1番1号 設立：昭和57年10月28日 （平成25年4月1日 名称変更） 基本財産：114,000千円 目的：岡山市の公園緑地事業及び緑化推進事業の発展振興を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること 事業：（公益目的事業） ・都市緑化事業基金の造成、管理及び運用による都市緑化助成や普及・啓発を通じた緑化推進を目的とする事業 ・指定管理制度等による公共施設の管理及び運営等に関する事業 ・上記2点にかかる都市公園等における調査研究、利用促進に関する事業 （その他の事業） ・上記3点に関する附帯事業の経営 ・その他上記に掲げる事業に関連する事業	<b>【基本財産】</b> 公園緑地事業の発展、振興、啓発宣伝並びに施設の充実を図るとともに、進んで岡山市の公園行政に協力し、その発展に寄与するための健全な公益実施機関として、岡山市公園協会を設置するため。 ※下記当初出資額及び現在出資額は基本財産分のみ入力 <b>【緑化基金】</b> \$59.4.6 出捐金2,000万円 R4.3.31現在132,135,869円 岡山市の公園緑地事業及び緑化推進事業の発展振興を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること 「岡山市緑化基金」を管理、運用している岡山市公園協会に支出しているもの。	変更なし	元職員：7名 （常勤理事1名、一般職員2名、パート4名）	種別：緑化普及事業負担金 目的：岡山市における緑化の推進と市民緑化の普及 金額：659,519円（R3年度） 資料：緑化推進事業に関する協定書、緑化推進事業実績報告書  種別：岡山市指定管理業務継続支援金 目的：新型コロナウイルス感染症の感染拡大の下、公共施設の安定的で適切な管理運営を行うこと 金額：18,760,000円（R3年度） 資料：令和3年度岡山市指定管理業務継続支援金交付要綱、令和3年度岡山市指定管理業務継続支援金決定確定通知書	政策7 ②水と緑あふれる憩いの空間づくり				
							(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
							經常収益	588,063	602,108	614,909
							当期經常増減額	4,073	1,649	2,498
	当期一般正味財産増減額	2,522	597	1,792						
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	364,096	363,925	363,649				
	5,000,000	57,000,000	正味財産合計	656,155	653,463	652,589				
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	104,985	104,554	104,414				
	問題なし	16.00%	毀損率	84.18%	83.43%	83.18%				

岡山市が公表している令和2年度の統一的な基準による財務書類等の附属明細書中

の投資及び出資金の明細において、公益財団法人岡山市公園協会に対する出資額は189百万円と記載されている。ただ、公益財団法人岡山市公園協会における令和2年3月31日時点貸借対照表において、法人会計上の基本財産は114百万円であり、指定正味財産は57百万円で計上されている。

担当課へ質問を実施したところ、担当課においても出捐金と認識している範囲は57百万であり、統一的な基準による財務書類等の附属明細書上の出資額とは異なるとの回答を得ている。岡山市が外郭団体へ支出した金銭についてはそれが出捐金、負担金、寄附及びその他の内、いずれに該当するかを共通認識として持つておくことが必要と考えられる（【指摘2】参照）。

上記より、統一的な基準による財務書類等の附属明細書上の出資額の修正が必要であり、今後は担当課、財政課及び出資先との間で出資額について定期的に確認を行う等の施策を実施することが望ましいと考えられる。

## 11 道路港湾管理課

### ① 岡山港埠頭開発株式会社（出資先 No44）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和42年 6月1日	所在地：岡山市南区築港元町8-50 設立：昭和42年6月2日 目的： 継続的な岡山港の発展のため、岡山市が関係する各社の力を結集し、港湾管理者である県と協調してその推進を図る目的で当社が設立された。 事業内容： (1) 船舶乗組員又は、港湾労働者の休憩所等福利施設の設置とその運営管理 (2) 上屋施設管理 (3) 船舶給水施設管理 (4) 共同事務所の建設及び運営管理 (5) その他埠頭施設の建設及び運営管理 (6) 岡山港港湾施設の管理運営及び料金の徴収等の受託 (7) (1)～(6)までの業務に付帯する事業	臨港工業地区の造成、岡山港の整備を促進し、もって岡南地区の開発を図り、本市を中心とした地方産業文化の進展に寄与することを目的に設立し、港湾管理者である県と協調して、船舶用給水、荷役施設、貨物事務所、船員・作業員の休憩所等の管理などの業務を行う管理会社の設立のため。	<追加出資> 昭和49年11月30日 当該会社の増資に伴う出資（詳細不明） 300万円	2人 1名都市整備局長 取締役 1名職員 監査役	なし	政策5 ①活力ある拠点の形成と適正な土地利用の推進
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業損益	21,775	21,719	20,816
			経常損益	21,899	21,940	20,944
			当期純損益	15,173	15,168	14,502
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金	22,000	22,000	22,000
	4,000,000	7,000,000	資本合計（純資産）	223,513	210,540	197,571
	評価額の検討	現状出資割合	実質持分	71,524	67,373	63,223
	問題なし	32.00%	毀損率	921.77%	862.47%	803.18%

平成21年度監査において、「株式の売却による岡山市の関与の解消」が記載されているが、岡山港埠頭開発株式会社との関係は継続している。担当課へ質問を実施したところ、岡山臨港地区への企業誘致の際の岡山市の発言力の確保と岡山市が関与して港湾の管理を実施しているという事実に基づく信頼性の確保のため、関係を継続しているとの

ことである。これについて、出資の継続にある程度の必要性が認められると考える。

ただ、今後岡山港埠頭開発株式会社における埠頭開発の必要性が低下していく場合には、平成 21 年度監査における「株式の売却による岡山市の関与の解消」を視野に入れるべきと考える。

野積場使用料の増加を主な要因として令和元年度から令和 3 年度までの売上高は全体として増加しており、最終利益も堅調に推移している状況にある。

## 12 農林水産課

### ① 一般財団法人岡山市水産協会（出資先 No46）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成 4 年 12 月 7 日	所在地：岡山市北区丸の内 1 丁目 9 番 6 号 設立：平成 4 年 11 月 27 日 目的：岡山市地先及び周辺海域における、栽培漁業の推進、漁場の環境保全等に必要の事業を行うことにより、岡山市の水産業の維持増大と漁業経営の安定等を図り、水産業の振興に寄与すること 事業内容： (1) 栽培漁業の推進に関する事業 (2) 漁場の環境保全に関する事業 (3) 漁業振興に関する研修会の開催及び普及啓発活動に関する事業 (4) 漁業後継者の育成に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	岡山市水産業の維持増大と漁業経営の安定化を図る	変更なし	0 人  役員： 評議員 副市長 理事 農林水産部長 監事 農林水産課長	なし	政策 3 ④ 森林の活用と水産業の振興
			(単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
			経常収益	3,900	3,898	3,907
			当期経常増減額	△ 833	173	△ 1,026
			当期一般正味財産増減額	△ 833	173	△ 1,026
当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	一般正味財産(*)	265,002	265,835	265,662	
230,000,000	230,000,000	正味財産合計	265,002	265,835	265,662	
評価額の検討	現状出資割合	実質持分	230,551	231,276	231,126	
問題なし	87.00%	毀損率	0.24%	0.55%	0.49%	

(\*) 指定正味財産の計上がないため、一般正味財産を記載

平成 21 年度の包括外部監査において、「出資の引揚げによる岡山市の関与の解消」を記載されていたが、現状において、出資関係が継続している。このことにつき、担当課へ質問を実施したところ、一般社団法人岡山市水産協会の安定経営を持続していくためには、岡山市の関与による資産管理が不可欠との考え方によるものであると回答を得た。

直近 3 年では、当期経常増減額が赤字の年があるものの、正味財産合計額は堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

### 13 福祉援護課

#### ① 公益財団法人岡山市ふれあい公社（出資先 No55）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成4年 9月30日	<p>所在地：岡山市中区桑野715番地2            代表者：那須正己            設立：平成4年10月14日            目的：岡山市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができる社会の実現に向けて、必要な人材育成等条件整備を推進するとともに、市民と一体となり地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与すること</p> <p>事業：            ①市民の福祉・健康・生涯学習の増進のための普及啓発、人材育成並びに調査・研究開発事業            ②児童の健全な育成に関する事業            ③高齢者および障害者等の生活支援に関する事業（介護保険法および障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービス事業を含む）            ④岡山市が設置するふれあいセンター等の管理運営事業            ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	財団法人岡山市ふれあい公社の設立のため	変更なし	市職員：7名（内再任用4名）（理事（事務局長）：市の再任用の職員） 元市職員：2名（理事（理事長）：元副市長 那須氏）	岡山市ふれあい公社事業費補助金 岡山市安全・安心ネットワーク「地域応援人づくり」事業補助金 岡山市手話奉仕員養成事業補助金 岡山市地域子育て支援拠点におけるICT化推進等事業費補助金 岡山市地域子育て支援拠点における新型コロナウイルス感染症事業費補助金 岡山市児童館における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 岡山市地域生活支援事業費補助金 →詳細は「ふれあい公社への補助金」シート参照	政策22 ③地域福祉の推進 政策12 ①子どもが安全で健やかに育つことができる環境づくり
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	4,689,658	3,967,745	3,322,520
			当期経常増減額	△18,525	27,435	47,403
			当期一般正味財産増減額	△18,525	27,435	47,414
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	100,000	100,000	100,000
	100,000,000	100,000,000	正味財産合計	882,270	900,795	873,360
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	882,270	900,795	873,360
	問題なし	100.00%	毀損率	782.27%	800.79%	773.36%

平成21年の包括外部監査において、「解散 社協との統合」と記載されていたが、岡山市ふれあい公社は存続している。このことにつき、担当課へ質問したところ、社会福祉協議会と岡山市ふれあい公社の今後の在り方について、平成24年に方向性を固め、社会福祉協議会との統合はせず、ふれあい公社は公益財団法人への移行を目指すとともに、両組織の事務事業の見直しを行いながら効率的・効果的な事業運営に努めるとしたとの回答を得ており、問題はないと判断した。

当期経常増減額は令和3年度で赤字化したものの、正味財産合計額は高い水準で推移しており、問題とすべき毀損はない。



14 文化振興課

① 公益財団法人岡山文化芸術創造（出資先 No57）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市議員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係			
昭和59年 9月25日 (シンフォニー)	所在地：岡山市北区表町一丁目5番1号 代表理事：越宗孝昌 設立：令和2年4月1日（※） 目的：岡山の文化芸術の振興に関する、多様な文化事業を創造し展開することにより、地域の文化活動の活性化と、文化芸術を担う次世代の人材育成等を図ることで、市民県民のすこやかで心豊かな生活の向上及び地域社会の発展に寄与すること 事業：公益目的事業、収益事業 ※「旧公益財団法人岡山シンフォニーホール」と「旧公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団」が合併し、「公益財団法人岡山文化芸術創造」に名称変更した。	【旧公益財団法人岡山シンフォニーホール】 当初出資日：昭和59年9月25日 目的：旧財団の設立に係る基本財産として出資 当初出資金額：35,000,000円 令和4年3月31日：35,000,000円	変更なし	市議員：1名 元市職員：1名	種別：岡山シンフォニーホール文化事業補助金 目的：地域の音楽文化の振興を図る 金額：6,400,000円（R3年度） 資料：岡山シンフォニーホール文化事業補助金交付要綱 種別：岡山市商店街振興対策事業補助金 目的：商店街活性化につながるアイデアを有する外部団体と、アイデアに取り組みたい商店会をマッチングし、両者の新たな関係構築をサポートするほか、商店街の新たな賑わいの創出や課題の解消等に繋げていく 金額：500,000円（R3年度） 資料：令和4年度商店街サポートアイデア協議事業要項	政策9 ①文化芸術施設を核にした文化芸術の振興			
昭和62年 11月2日 (スポーツ・文化振興財団)		【旧公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団】 当初出資日：昭和62年11月2日 目的：旧財団の設立に係る基本財産として出資 当初出資金額：182,000,000円 令和4年3月31日：419,459,332円							
(単位：千円)		令和3年度					令和2年度	令和元年度	
経常収益		681,231					507,608		
当期経常増減額	3,354	△35,482							
当期一般正味財産増減額	3,354	△35,482	合併前のため記載なし						
当初出資額（円） (シンフォニー/振興財団の合算額)	現在の出資額（円） (同)	指定正味財産	604,724	578,761					
217,000,000	454,459,332	正味財産合計	669,600	640,283					
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	577,798	552,500	0				
問題なし	86.29%	毀損率	27.14%	21.57%	△100.00%				

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の事業活動がイレギュラーとなり、収益性が圧迫された。ただ、令和3年度から岡山芸術創造劇場ハレノワの指定管理者となっており、指定管理料が増加したことから、収益性が改善している。岡山芸術創造劇場ハレノワのオープンは令和5年であるため、オープン後は指定管理料の増額等が見込まれ、黒字体質で推移することになると予測される。

15 医療政策推進課

③ 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（出資先 No63）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係	
平成26年 4月1日	地方独立行政法人岡山市立総合医療センターは平成26年4月1日に公営企業の全部運用から地方独立行政法人への経営形態の移行に伴い設立されました。その法人である岡山市立総合医療センターが岡山市立市民病院及び岡山市立せのお病院の二病院を運営しています。	目的：地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立 金額：2,322,148,685円 (地方独立行政法人法第66条の2第1項により設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする額)	変更なし	市職員：1名 元職員：5名（医師・看護師等の専門職を除く）	地方独立行政法人法第85条の運営費負担金、同法42条の運営費交付金 本市からの貸付金残高13,027,835円（令和2年度末）	政策21 ①地域包括ケアシステムの構築 政策21 ②在宅医療・介護の推進	
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	2,322,148,685	2,322,148,685	営業収益	15,583,875	14,728,511	14,063,654	13,716,727
	評価額の検討	現状出資割合	営業利益	180,109	1,685,902	537,985	350,751
	平成30年度以前に検討されるべき状況が生じていたが、検討がなされていない。	100.00%	当期純利益	1,188,905	1,060,008	21,050	△245,170
			純資産	3,185,138	1,996,233	1,823,942	915,174
			資本金	2,322,149	2,322,149	2,322,149	2,322,149
			実質持分	3,185,138	1,996,233	1,823,942	915,174
			毀損率	37.16%	△14.04%	△21.45%	△60.59%

岡山市における地方公営企業の病院事業として運営されていた岡山市立市民病院および岡山市立せのお病院の2病院を、地方独立行政法人を設立した上で移管運営する団体に対する出資である。これを地方公営企業に対する負担金の操出と認識していたため、地方自治法上の公有財産としての登録は行われていない。また、財政課では、設立当初団体に対する出資を出資金として計上したが、岡山市における新公会計マニュアル適用初年度の決算である平成28年度の期首に出資額を取り崩している（【指摘10】参照）。

病院事業の健全運営は地方自治体が抱える問題の一つであると言われるが、地方独立行政法人への移行は問題解決手段の一つである。それは、地方独立行政法人法により、岡山市が中期目標を作成し、それを反映させた中期計画及び年度計画を地方独立行政法人が策定し、業務運営を行うとともに、その実績評価を行うことが法定化されており（地方独立行政法人法第25条・26条・27条・28条）、法人のスキーム自体にPDCA体制が実装されているためである。

【経営状況について】

現状、第2期中期計画（平成30年度～令和3年度）が終わった段階である。平成30年度決算時は60%毀損しており評価減が必要な状況であったが、現状評価減対象から抜け出すほどとなっている。

【第2期中期計画期間（単年度計画引用）】

(百万円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計画累計
医業収益	計画	11,889	12,459	12,837	12,445	49,630
	実績	12,150	12,531	11,211	12,358	48,250
	差異	261	72	△ 1,626	△ 87	△ 1,380
医業費用	計画	12,959	13,384	13,213	13,277	51,839
	実績	13,246	13,321	12,872	13,523	52,962
	差異	287	△ 63	△ 341	246	1,123
純利益	計画	△ 253	△ 203	77	△ 52	△ 431
	①実績	△ 245	21	1,060	1,188	2,024
	差異	8	224	983	1,240	2,455

【第2期中期計画に計画されていなかった補助金額の予算実績対比】

(百万円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計画累計
補助金	計画（その他営+業外）	161	162	170	178	671
	実績	83	133	2,255	1,977	4,448
	②差異	△ 78	△ 29	2,085	1,799	3,777
	①-②	86	253	△ 1,102	△ 559	△ 1,322

これを中期計画比で見ると、実態としては中期計画及び単年度計画では計画されていなかった、補助金収入によるものであることが分かる。補助金収入がなければ、直近2カ年はコロナ禍でもあるため、実質赤字である。補助金の中身は、直近会計期間である令和3年度の補助金を団体の決算附属明細書を確認してみると、新型コロナ患者のための病床確保に対しての協力支援補助金である「岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保補助金 18 億円」などに支えられていることが分かる。このような一過性の要因で直近2カ年は大幅な黒字となり、評価減対象団体から抜け出しているため、財務内容改善の全てがPDCA体制によるものとはいえない。

とはいえコロナ禍の影響がなかった平成30年度及び令和元年度は体制評価の参考となる。法人の自助努力の指標である、医業収益及び医業費用はほぼ計画通り推移し、令和元年度決算では1年前倒しで、単年度黒字を達成している。

このように、設立当初の赤字幅を計画比で低く抑え（第一期計画期間累計比+384百万円）、単年度黒字化を1年前倒しで達成していることを鑑みると、担当課が実施するPDCA体制については、有効に機能していると評価できる。

とはいうものの、設立当初の赤字により、評価減対象となりコロナ補助金がなければ、毎年の黒字でも現状は評価減対象であることを考えると、引き続き留意が必要であるこ

とには変わらない。

【第2期中期計画より】

(百万円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計画累計
運営費負担金収入	計画	1,438	1,459	1,121	1,098	5,116
	実績(負担金+交付金)	1,402	1,424	1,086	1,068	4,980
	差異	△ 36	△ 35	△ 35	△ 30	△ 136

岡山市の運営費負担金について直近の第2期中期計画期間での実績対比を行うと、計画期間累計ではほぼ中期計画通りの実績となっている。なお、進行中の第3期中期計画期間累計4年間の負担金合計額は、3,656百万円で計画されており(計画期間累計比△1,468百万円)、地方独立行政法人に移行したことにより実施されるPDCA体制により、更なる市の負担の軽減を企図するとともに、団体により自主的な運営を促している。

以上岡山市の支援状況を確認したが、所管課は非常に緊張感ある支援を、関係各者とともに責任感を持って行うことにより、団体の自主独立性を高めるような行政活動を行っている。また、前述した通り、地方独立行政法人に法定されたPDCA体制を適切に構築運用することにより、法人立ち上げ時の困難な業務を着実に遂行した上で、令和元年度において、計画対比1年前倒しで黒字化を果たしている。

しかしながら、令和2年度より病院事業を取り巻く環境がコロナ禍となったため、これが永続的な体制となったかといえ、その評価を下すには期間が短すぎるため判断を下すのは時期尚早であろう。実態としては、コロナ各種補助金がなければ、現状も評価減対象の団体であることを鑑みると、現在の第3期中期計画期間(令和4年度～令和7年度)においても、構築された有効なPDCA体制を引き続き責任感を持って運用することにより団体職員の経営マインドを高めつつ、関係各者とともに団体の先行きを注視していく必要がある。そして、第3期中期計画期間終了時の評価結果として、岡山市において持続可能な地域医療体制がある程度確保出来ている、と評価出来ることを志向して引き続き行政活動を行っていただきたいと思う。

事業の形としては、見てきた通り理想的なPDCA体制を構築しそれが責任感を持って運用されているため、今後岡山市が進めていく事業計画を中心とした有効なPDCA体制の構築運営に当たってのモデルケースとなる。

16 水道局企画総務課（地方公営企業）

1 事業内容

①上水道事業、②工業用水道事業を行っている。

関連する法令：地方公営企業法、水道法、工業用水道事業法

①上水道事業について

過去3年間の収支は以下の表のとおりである。

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	13,300,356	12,898,230	13,225,033
営業損益	27,364	△ 504,521	△ 252,267
他会計繰入金	26,491	377,320	23,639
長期前受金戻入	1,878,902	1,890,009	1,878,250
経常損益	1,517,834	1,353,310	1,316,865
当年度純利益	1,551,506	1,339,319	1,318,388

上記収支の表のとおり、黒字経営が続いている。

もともと、今後、人口減少により、収入が減る見込みとなっており、次のとおり、計画に基づき、対策中である。

平成29年度から令和8年度の10年間において、岡山市水道事業総合基本計画アクアプラン2017が進行している。

そして、アクアプラン2017は、5年ごとにプランを分けており、アクションプラン前期編（平成29年度から令和3年度）、アクションプラン後期編（令和4年度から令和8年度）の計画が進行中である。

②工業用水道事業について

過去3年間の収支は次の表のとおりである。

（単位；千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	241,347	239,038	244,193
営業損益	57,179	31,369	58,982
他会計繰入金	1,508	1,534	1,080
経常損益	61,008	34,692	61,969
当年度純利益	61,022	34,702	61,928

工業用水道事業全体は上記収支表のとおりであるが、岡山工業用水道においては、黒字であり、御津工業用水道においては、赤字である。

老朽化した施設の更新、耐久化を行う時期が差し迫っている。

また、財政基盤の強化を行う対策を考えているところである。

#### 【意見 8】

上水道について

例えば井戸水利用者等、水道局が設けた上水道を利用していない市民との公平性の観点から、仮に収支が赤字となった場合、税金を投入することができない。

また、水道管の老朽化による改修が予定されており、多額の費用がかかることも想定されている。この改修費用の想定については、工業用水道事業についても同じ。

さらに、人口減により収入が減ることも想定されている。

そこで、値上げ等を検討し、安心・安全な水を供給し続ける水道事業を行ってほしい。

#### 【意見 9】

工業用水道事業について

岡山市の工業地帯が他の政令指定都市と比べ、規模が小さいことは否めない。

しかし、老朽化による改修等予定もあることなどから、各企業に対し財政健全化の協力依頼など何らかの対策を講じる必要がある。

### 17 下水道経営企画課（地方公営企業）

下水道事業は、「岡山市下水道事業経営計画 2016」に基づき、下水道事業の持続的な運営を図りながら、快適で安全なまちづくりに貢献している。

特に浸水対策については、過去の浸水被害を踏まえ、「岡山市浸水対策の推進に関する条例」に基づき、雨水幹線やポンプ場などのハード整備を進めるとともに、事業者への開発行為等に伴う雨水流出抑制施設設置の助成、止水板設置補助制度などにより、市民、事業者と連携した総合的な浸水対策を進めている。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	11,588,879	11,683,887	11,583,557
営業損益	△4,038,170	△4,490,278	△4,757,921
他会計負担金	2,290,185	2,151,775	1,896,956
他会計補助金	472,598	613,460	816,347
小計	2,762,783	2,765,235	2,713,303
長期前受金戻入	4,784,949	4,850,020	4,853,884
経常損益	1,095	△29,547	1,517
当年度純利益	0	0	0

上記の推移を見てもわかるように、営業損益がマイナスとなっており、汚水処理に係る費用のうち、使用料収入で賄えていない赤字部分について、他会計補助金を充てて当年度純利益が0円になるように設定されているが、永久的に赤字補填の繰出しが認められているわけではないようである。

下水道事業の実際の損益を把握することが重要であり、他会計補助金の積算方法を計画上定め、損益の改善状況を下水道事業損益計算書で確認できるようにすることが有効なのではないかと考えられる。

#### 【意見 10】

他会計補助金の取扱い方法を検討し、決算書上に実際の損益が確認できるようにすることが望ましい。

#### 18 小括

出資金の個別検討手続より出資金について岡山市第六次総合計画の事業に紐付けられていることを確認できた。また、対象事業の状況に変化があった場合（対象事業の経営状況の悪化・出資対象法人の目的事業の消滅など）、経営計画を作成して改善措置を講じたり、法人自体の解散を検討するなど、一部の出資金について担当課替えを検討した方が良いと思われる事象が検出されたが、概ね全体として適時に適切な措置がなされていることも確認できた。

確かに、細かい事項を挙げれば、色々ある。それは、監査結果報告書を確認していただいた上で、改善に努めていただきたいし、対象事業に対する取り組み方針についても、ばらつきがあることも事実であるが、何より、複式簿記体系の下で PDCA 体制を敷いている事業について、非常に好ましい実績があることを確認できた。

## 第4章 基金

### 第1節 インTRODダクション

#### 第1 基金の性質

基金とは、普通地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産であり、地方自治法第241条に定められている。

基金は、条例の定めに基づいて任意に設置することができるが、条例の定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならず（同条第2項）、条例で定めた特定の目的以外に処分することはできない性質を有する（同条3項）。

そして、地方自治法から基金は、次のように分類される

##### (1) 積立基金（財産の維持及び必要資金の積立のために設置）

なお、積立基金は、その中において、さらに、以下のとおり分類することができる。

ア：特定の目的のために充てるために元本を取り崩すもの

イ：運用益のみを財源に充てるために取り崩すもの

ウ：上記アとイの両方の要素を合わせもつもの

##### (2) 運用基金（定額の資金運用のために設置）

法の定め及び上記のような分類からして、基金は次のような性質を持つと考えることができる。

①事業・行政活動を行うに当たって、将来の行政リスクに対しての資金面からの備えとしての意味を持つもの（将来リスクに対する市の貯金）

②基金を通じて事業を行うもの（市の行政活動そのもの）

#### 第2 視点

そして、上記①のような基金については、概括的理解で示したように、行政上の将来のリスクを集約し、計画に反映させた上で、それに見合う適正額を積み立てているか、という視点が必要となる。

また、上記②の基金を通じて事業を行うものについては、事業が基金計画通りに運営されているかという視点のみならず、事業そのものの存在意義についての検証も必要となる。

さらに、「お金を賢く使う」という視点からも、このような性質をもつ基金については、市の行政活動と有機一体性を有しているかどうかの検証は重要な点である。



このような視点から、当該基金を検証するにあたっては、

- ①市側の財源を根拠として作成された費用の計画に対しての基金の積み立ては、十分なのか
- ②終了した計画に対しての基金の積み立ては取り崩しているのか
- ③運用している期間は、より合理的かつ有利な運用をしているか
- ④基金の目的が設置時点と変わりなく合理的か
- ⑤基金の積み立て・運用、取崩、利用、維持、保全について手続を順守しているか  
ということを中心に確認する必要がある。

また、市の総合計画との関連についても、有機一体性について検証し、出資金と同様に適宜確認した。

この点、岡山市では「後期中期計画 政策別の主な取組」に周辺地域の拠点機能の充実と活性化（都市・周辺地域）として、「周辺地域では、経済・産業の振興、移住・定住による地域活性化、歴史・文化の継承や生活交通等の生活機能サービスの維持・向上等の取組を地域振興基金も活用しながら促進」と記載している。その観点から有効に基金を活用しているのかについても確認すべきと考えた。

なお、基金は設置目的に沿った運用を行うのであるが、出資金のように公有財産ではない（地方自治法 238 条第 1 項）。

この点について、地方自治法 149 条 6 号の統制の範疇であろうが、市の貯蓄という性質上、貯蓄の資産保全が適正に実施されていることを検証する上で、この統制が適正に実施されているのかについては総括的に検証が必要であろう。

以上のような視点から、順次基金に関する検証を実施していく。

### 第 3 岡山市の基金

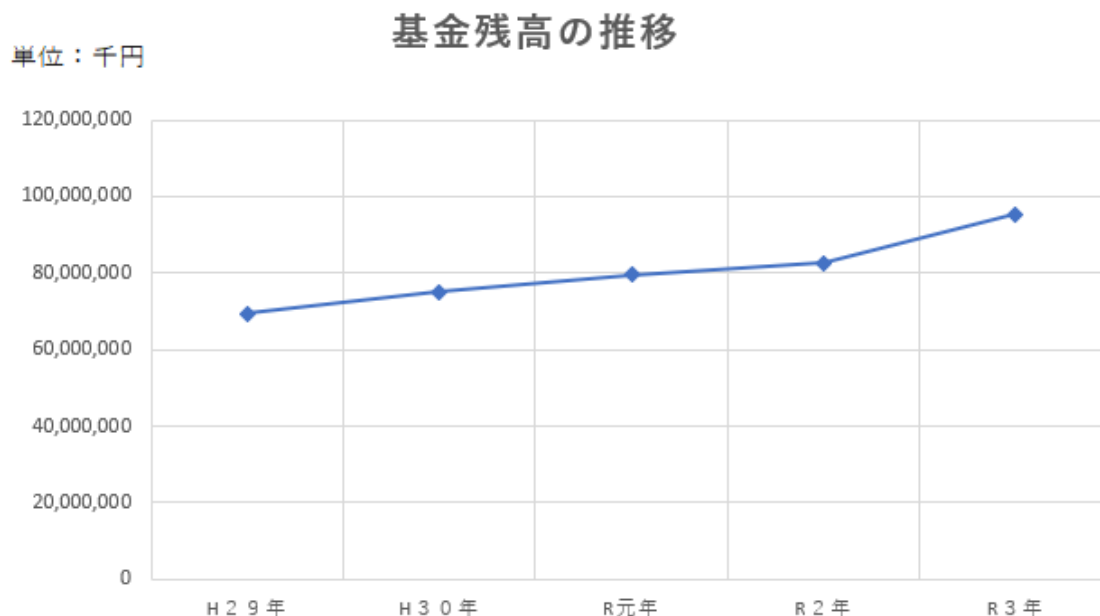
岡山市の基金は、令和 3 年度の財産に関する調書において記載されている基金数は 83 あり、年度末の基金総合計（財産区基金を除く）は、102,592 百万円である。各基金の令和 2 年度から令和 3 年度までの推移は以下のとおりである。ただし、公会計に含まれていない財産区の基金については監査対象から除外している。各基金については、第 4 節にて検討していく。

(単位:千円)

項	担当課	名称	R2年度 期末残高	R3年度積立金				取崩額	R3年度 期末残高
				計	(利息分)	(その他)	減価基金積立分 (公債費)		
1	財政課	岡山市財政調整基金	19,808,259	6,305,193	5,193	6,300,000	0	5,377,824	20,735,628
2	財政課	岡山市庁舎整備基金	9,007,161	3,490	3,490			178,300	8,832,351
3	国際課	岡山市国際交流基金	724	1	1	0	0	725	0
4	財政課	岡山市公共施設等整備基金	16,747,967	2,004,272	4,272	2,000,000	0	2,000,000	16,752,239
5	事業政策課	岡山市地域振興基金	3,364,619	25,094	5,064	20,030	0	152,272	3,237,441
6	生活安全課	岡山市交通遺児激励基金	51,265	101	77	24	0	240	51,126
7	市民協働企画総務課	岡山市協働のまちづくり秋山基金	79,275	69	69	0	0	0	79,344
8	保健福祉企画総務課	岡山市地域福祉基金	371,308	2,105	558	1,547	0	24,597	348,816
9	福祉援護課	岡山市ふれあい公社基金	248,901	386	374	12	0	31,200	218,087
10	障害福祉課	岡山市障害者福祉岡崎基金	29,809	26	26	0	0	1,025	28,810
11	高齢者福祉課	岡山市老人福祉唐川基金	10,360	9	9	0	0	0	10,369
12	危機管理室	岡山市災害救助基金	3,362	5	5	0	0	0	3,367
13	危機管理室	岡山市災害救助法基金	501,152	752	752	0	0	0	501,904
14	生活安全課	岡山市笠井山置園基金	5,486	6,699	8	6,691	0	4,490	7,695
15	生活安全課	岡山市上道基園基金	66,358	16,700	100	16,600	0	11,935	71,123
16	生活安全課	岡山市瀬戸町置園基金	14,386	1,003	22	981	0	1,753	13,636
17	生活安全課	岡山市灘崎納骨堂基金	9,552	14	14	0	0	706	8,860
18	生活安全課	岡山市なださきメモリーパーク基金	95,111	1,674	143	1,531	0	2,037	94,748
19	生活安全課	岡山市みつメモリアルパーク基金基金	2,065	813	3	810	0	552	2,326
20	環境施設課	岡山市一般廃棄物処理施設整備基金	1,934,199	2,127,367	2,902	2,124,465	0	13,717	4,047,849
21	交通政策課	岡山市ハレカハーフ基金	0	31,674	0	31,674	0	0	31,674
22	市街地整備課	岡山市駅西地区にぎわい創出支援基金	52,947	46	46	0	0	377	52,616
23	消防企画総務課	岡山市消防団藤原基金	7,706	11	11	0	0	44	7,673
24	教育企画総務課	岡山市御津地区学校教育施設整備基金	16,616	2,427	27	2,400	0	2,400	16,643
25	教育企画総務課	岡山市協働の学校づくり基金	378	0	0	0	0	0	378
26	こども福祉課	岡山市奨学金荒木基金	20,476	18	18	0	0	49	20,445
27	生涯学習課	岡山市愛の泉基金	34,858	52	52	0	0	253	34,657
28	中央図書館	岡山市立図書館福武基金	214	1	1	0	0	0	215
29	中央図書館	岡山市立図書館基金	5,127	8	8	0	0	0	5,135
30	オリエント美術館	岡山市立オリエント美術館基金	33,143	29	29	0	0	1,279	31,893
31	オリエント美術館	岡山市立オリエント美術館美術品購入準備基金	16,012	14	14	0	0	3,000	13,026
32	保健体育課	岡山市学校教育施設等整備基金	1,283,538	1,421,760	1,926	1,419,834	0	42,366	2,662,932
33	こども福祉課	岡山市災害遺児教育年金基金	89,646	6,912	134	6,778	0	4,279	92,279
34	保健体育課	岡山市学童校外事故共済基金	30,224	45	45	0	0	0	30,269
35	財政課	岡山市市債調整基金	23,779,585	11,797,164	30,497	0	11,766,667	3,000,000	32,576,749
36	財産活用マネジメント推進課	岡山市土地開発基金	4,776,814	38,087	5,087	33,000	0	0	4,814,901
37	国保年金課	岡山市国民健康保険事業基金	3,120,422	825,067	2,365	822,702	0	0	3,945,490
38	介護保険課	岡山市介護給付費準備基金	2,301,194	1,072,053	3,458	1,068,595	0	163,810	3,209,438

## 第4 基金の推移

岡山市の行政サービスを実施するための特定された財源として、特定目的基金が設けられており、次の基金残高の推移を見てもわかるように年々増加している。



特定財源の必要性が年々増加し計画的に特定目的基金として確保し管理運用する有効性及び必要性が徐々に高まっている。

## 第5 資金運用と調達

### 1 一般的な考え方

基金は、将来リスクに対する資金の貯蓄という機能があるが、行政活動に対する資金需要が高まるという局面においては、調達面についても検討する必要がある。従ってお金を賢く使うために、全体適合的な意思決定を行う場合、岡山市として全体的に運用面及び調達面について検討する必要がある。

概括的理解で見えてきたとおり、岡山市は行政活動に伴って資金需要が高まっている状況であり、借入金により資金需要の高まりに対して対応している状況であり、この点について検討する必要がある局面に来ている。

#### 調達の方法と基本的な調達戦略について

調達の方法は、3つある。①基金の取崩、②繰替運用、③外部調達（借入金・市債）である。

### ①基金の取崩

基金の取崩による調達は、基金を保有し運用し続けて目的に沿って必要であれば基金を取り崩して使用できる。

### ②繰替運用

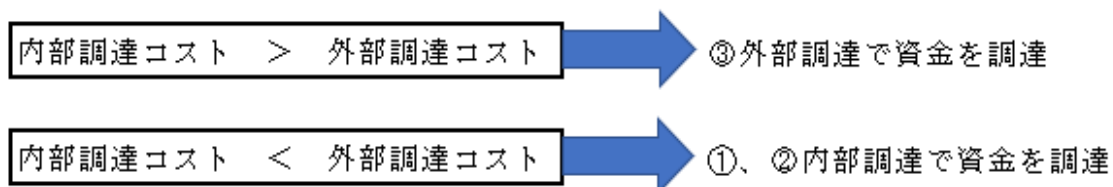
繰替運用とは、地方公共団体内部での資金融通のため、基金に属する現金を一時的に一般会計等に繰り替えて使用することをいう。通常は、単年度内で終了することが多いが、中には、年度を越えて継続され、しかも相当長期にわたってその状態が続いているものがある。

### ③外部調達（借入金・市債）

借入金・市債とは、借入金は、金融機関や取引先などの外部からの調達であり、市債は地方公共団体が債券を発行し、外部から資金を調達する。

地方財政法第5条により③の市債については、調達資金の用途が制限されている（主に地方公営企業や災害復旧）（地方財政法第5条1～5号）。そのような中で、②を設けることで、弾力的な予算編成は可能だが、②で書いたような状況となっている地方自治体もあるので、その点留意しつつ資金調達戦略を立てていく必要がある。

地方自治体における資金調達方法がある中で、行政活動の遂行に伴って資金需要が高まった場合の資金調達戦略としては、



通常、調達方法は、市場金利の変動によって選択すべきである。借入利率が低いのであれば借入すべきであるし、借入利率が高いのであれば自己資金で賄うべきである。

しかしながら、運用益で事業を行っているという基金もあることから、単純には考えられないのも事実である。しかし、資金需要が高まる局面では、このような視点も出てくる。より時勢に合った有利な運用方法を選択することにより、基金元本維持が合理的な選択となるような措置を取り続けることが必要となる。

## 2 岡山市の状況

それでは岡山市の基金について見てみよう。

岡山市は基金合計約 1,025 億円のうち約 903 億円、基金全体の 88%を預金（自由金

利型定期預金、譲渡性預金)で運用している。確かに、各基金の条例のほとんどに「基金に属する現金は、金融機関への預金、その他もっとも確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。」と記載されており、安全かつ有利な方法を選択している。しかし、自由金利型的預金、譲渡性預金の平均レートは、0.07%、かつ半年の運用がほとんどである。

また、岡山市では、繰替運用については、条例で「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」と定められているため、繰替運用は限定的にしか利用できない。また、運用利率も0.052%と一定の利率である。

これに対して、借入利率(市債も含めた利率)は0.401%である。内部調達コストよりも外部調達コストの方が高いことがわかる。

このことから、内部調達で資金を調達することをまずは第一に考えるべきである。

## 第2節 基金に求められる機能と地方自治法上要請される統制について

### 第1 基金に求められる機能について

地方自治体は、住民サービスを持続的、安定的に提供していく必要がある。

そのために、持続可能な財政基盤の構築、財政健全化を進めることが不可欠である。

もっとも、近年の地方財政状況は、巨額の財源不足が生じている。新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の大幅な減収という状況もある。

そのため、地方財政は、将来的な財政危機に対応するため臨時財政対策債といった特例的な地方債に依存するような状況となっている。

これに対し、地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、地方債をできるだけ抑制するよう地方交付税総額を確保した上で、中長期的には、計画的に特例的な臨時財政対策債への依存の改善と、債務残高の引下げに取り組んでいく必要がある。また、あわせて交付税特別会計借入金の着実な償還等に取り組むことが求められる。

そこで、基金の性質上(①将来リスクに対する市の貯金、②市の行政活動に使用)、この地方財政の本来あるべき姿を補完する機能・役割として、基金の適切な使用・運用・積立が求められる。

## 第2 地方自治法上要請される統制について

### 1 基金の管理について

基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない（地方自治法第241条2項）、と定められている。

また、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に関する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない（同条4項）、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、地方自治法第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない（同条5項）、と定められているとおり、地方公共団体の監査対象となっている。

さらに、基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による（同条7項）と定められ、別途、管理について、必要な事項は条例で定めることができるようになっている（同条8項）。

### 2 基金の処分について

基金は特定の目的のために設置されるものであり、当該目的の遂行のため以外には処分・取崩しができない（同条3項）。

また、基金は、条例に基づき設けることができるため、基金を廃止する際は、条例を廃止する必要がある。

## 第3節 資産保全及び統制

### 第1 基金の管理

岡山市の基金については、担当課及び会計課で管理することとなっている（岡山市事務分掌規則、岡山市会計管理室設置及び事務分掌規則第4条）。

### 第2 統制について

基金の運用の多くを定期預金として運用している。そのため、当該貸出先である金融機関について、安全性健全性を確認しているか調査した。

貸出先の金融機関であるが、貸出先に対して借入もしている。金融機関については安

全性健全性を把握していなければならない。

会計課では、令和3年度資金管理方針に従って令和4年3月4日時点で金融機関の健全性指標、収益性指標、格付情報などから安全、健全であることを確認していた。

### 第3 債券の管理

岡山市において、有価証券の管理については、担当課及び会計課が行うことになっている（岡山市事務分掌規則、岡山市区役所事務分掌規則、岡山市会計管理室設置及び事務分掌規則、岡山市水道局分課及びその事務分担に関する規定）。

もともと、有価証券の内、市債調整基金における債券運用の管理については、財政課が行なうことになっている（岡山市事務分掌規則第10条）。

### 第4 債券の管理状況

財政課が保管している有価証券について、全て現物確認し令和4年3月31日時点の残高と一致していることを確認した。

そして、有価証券・起債についても、各有価証券に、金融機関から取得した残高をもとに、エクセル表が作成されている。

なお、各有価証券のエクセル表と金融機関から取得した残高を確認したところ、全て数字が一致し、適切に管理されていた。

## 第4節 個別検討

### 第1 個別の基金の検討

#### 1 岡山市財政調整基金

基金の残高は200億円程度で推移しており、毎年、当初予算編成時に取崩しをしている一方で臨時財政対策債の発行の増加等により歳入が増加し、その結果、毎年一定額を本基金に積み立てている。

岡山市財政調整基金の残高の妥当性については、明確な基準はないが、一般的には標準財政規模の10%から20%が妥当といわれている。岡山市の標準財政規模は、令和3年3月31日において201,342,926千円（出典：総務省令和2年度財政状況資料集）であることから、それを考慮すると、20,134,291千円から40,268,592千円が適正の範囲となり、その結果、問題なしと史料する。

本基金は、将来におこる可能性がある災害などの臨時的な要因に対応するために一定の残高を保っている。そして、岡山市は、「臨時財政対策債は、全額を国が後年度に補てんすることとなっていますが、市債の借入抑制や残高削減の取り組みの支障となっており、速やかな廃止を国に要望しています。」（出典：岡山市の財政状況令和元年度）と述べているように、臨時財政対策債に頼らない財政運用が必要であると考えます。

## 2 岡山市市債調整基金

市債の繰上償還及び年次償還に要する経費の財源にあてるために設置された。

本基金の積立は、平成 22～30 年度発行の全国型市場公募地方債について発行翌年度より毎年 1/20 を積み立て、令和元年度以降発行の全国型市場公募地方債について発行翌年度より毎年 1/30 を積み立てることとしている。

なお、令和 3 年度については、積立ルールに基づくもの以外に、国から追加交付された臨時財政対策債償還基金費相当額を積み立てている。

本基金の取崩しは、全国型市場公募地方債の償還期間満了に伴い、その償還額を取り崩すこととしている。

### 【意見 11】

岡山市市債調整基金は、基本的に計画の中で積み立てて取崩を行っている。そして、積み立てた金額について、目的達成のため、相応の金額が順調に積み立てられており、今後も引き続き、計画的な積み立てを行うよう留意いただきたい。

## 3 岡山市庁舎整備基金

庁舎整備事業の財源に充てるために設置された。

### 【意見 12】

現在、岡山市は新庁舎整備事業に着手しており、岡山市庁舎整備基金について、その目的である新庁舎整備事業の財源に充当している。今後も、計画的な積み立て・運用を行い、今後の庁舎整備に要する経費に使用されたい。

## 4 岡山市国際交流基金

国際交流の推進を図り、もって国際性豊かな人づくりと市民文化の向上に資するために設置された。

取崩額の多くは国際友好交流都市の周年事業費や子ども海外派遣事業費、国際サマー



ホームステイ事業費の財源に充てられている。令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により直接の訪問、受入が厳しくなり、代替事業として子どもオンライン国際交流を実施した。これにより、令和2年度以降取崩額は減少している。令和3年度末残高はゼロである。

今後の国際交流事業に関する支出は一般会計から歳出される予定である。

#### 【意見 13】

岡山市国際交流基金については、その目的のために運用され、残高もゼロとなった、そこで、今後について、当該基金を残存させる必要があるのか、残存させる必要がないのであれば、管理をスリム化するために廃止するといった議論をすべきである。

### 5 岡山市公共施設等整備基金

公共施設等の整備事業の財源に充てるために設置された。

積立は、歳入歳出予算で定める額とする。

取崩しは、公共施設等の整備事業の財源に充てるため、当初予算編成時に取崩している。

#### 【意見 14】

岡山市公共施設等整備基金の残高は、167億円となっているが、残高に対しての明確な根拠となる証憑はない。

岡山市は、公共施設等総合管理計画を作成しているものの、当該積立残高は、それに対応する根拠となっていない。

今後は、上記計画に対応した目標金額を設定し、それに基づき、計画的に積み立てるのが望ましい。

### 6 岡山市地域振興基金

岡山市における市民の連帯の強化及び地域振興に要する経費の財源に充てることを目的として設置された。平成30年度からは、地域課題の解決にビジネスの視点で取り組む、コミュニティビジネスを支援する地域の未来づくり推進事業を創設し、その財源として積極的に活用することとした。また、令和3年度からは、地域の未来づくり推進事業に加えて、「経済・産業の振興」、「地域の歴史・文化の継承」、「生活機能サービスの維持・向上」に資する事業にも活用の対象を広げている。

積立は、前年度に取崩した額のうち、執行されなかった額の翌年度の積戻しである。

取崩しは、主として、平成の合併地域や人口減少率が10%以上の中山間地域等の地振

興施策に使用されており、本基金の目的に沿った、適切な使用である。

**【意見 15】**

目的としては、岡山市全体で使用できるが、現時点においては、合併された地域を中心とした周辺地域 48 小学校区及び 1 義務教育学校区で使用している。

現在は、コミュニティビジネスへの支援をはじめとして、「経済・産業の振興」、「地域の歴史・文化の継承」、「生活機能サービスの維持・向上」に資する事業にも使用しているが、積立額が相当高額（約 30 億円）に上っており、当該区限定にするのではなく、市全体への使用を検討し、目的に沿った運用を積極的に実施し、さらなる市民の連帯の強化及び地域振興を行うべきである。

7 岡山市交通遺児激励基金

交通遺児の健全な育成と福祉の増進を図るため交通遺児激励金の支給に必要な費用の財源を確保する目的として設置されている。

当該基金は、積立は主に寄付金にて行われ、取崩しは交通遺児に対して入学金の援助等を行う場合に行っている。

**【意見 16】**

当初の設定金額が 1,513 千円に対し令和 4 年 3 月 31 日現在 51,125 千円である。また、取り崩しが 240 千円と取り崩し額を考慮しても基金が充分確保されている状態である。そのため支給額の増額若しくは基金の支給対象者が中学生までなので、高校進学率の上昇等を考慮すると、少なくとも高校生まで支給対象を拡大するべきでなかろうか。

8 岡山市協働のまちづくり秋山基金

市民協働のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に資することを目的として設置された。

積立の方法は、秋山靖子氏の寄付金だけである。

平成 24 年度以降使用実績がないため、取崩額はゼロである。平成 24 年度以降は、年度末残高の変動は運用益のみである。当該基金を活用しようと制度設計していると聞いているが、秋山基金活用委員会を開催している実績がない。

### 【意見 17】

岡山市協働のまちづくり秋山基金を有効活用するために基金活用委員会を設置する要領は作成しているが、平成 21 年以降要領が更新されていないため、現在の局長名、担当課とは異なっている。また、当該委員会を平成 24 年度以降開催しておらず、議事録も一部作成していない。基金の有効な活用方法について、議論を重ね、当該委員会を開催し、議事録を作成し、保管することが望ましい。

## 9 岡山市ふれあい公社基金

公益財団法人岡山市ふれあい公社が、その設立趣旨に基づき独自に実施する福祉・健康・生涯学習に関する各種事業の財源を目的として設置された。

当該基金は、上記目的のもと公益財団法人岡山市ふれあい公社が新しい発想に立った多様な在宅福祉サービスや福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、市民福祉の向上に寄与していく事業の実施のため、予算の範囲内において補助金にも使用している。取崩額の多くは、上記補助金であり、令和 3 年度は 28,000 千円を交付している。年度末残高に対して取崩額が多く、福祉・健康・生涯学習に関する各種事業の財源に充てることにより市民福祉の向上を図っている。

### 【意見 18】

これまでの取崩しの額・経緯を見ると、このままでは 7 年後に基金残高が無くなる可能性が高く、当該基金の目的たる財源確保という点が失われてしまう。

そこで、当該基金の目的である財源確保という観点から、取崩し、つまり利用額について、見直しをすべきである。

## 10 岡山市障害者福祉岡崎基金

心身障害者及び精神障害者の福祉増進を図るために要する財源にすることを目的として設置された。

積立の方法は、岡崎平夫氏の寄付金だけである。平成 5 年より岡山障害者スポーツ競技出場激励金による取崩も始まった。直近令和 3 年度を取崩の内訳は、全国障害者スポーツ大会ユニフォーム代 780 千円、東京パラリンピック出場激励金 200 千円などである。

### 【意見 19】

基金について取崩は毎年少額である。心身障害者及び精神障害者の福祉増進を図るために設置されているため、スポーツ以外にも積極的に活用することが望ましい。

## 11 各霊園基金

### 【意見 20】

各霊園基金は、場所が異なるだけで金額も少額で使用用途も同じである。また、積立方法も同じである。そのため将来的に該当する霊園に関する基金は全て統一して一つの基金として管理・運用した方が管理方法・運用方法も簡易化され、管理コストも抑えることができると思われる。また、統一した方が、該当する霊園全体に使用できることになり、利便性・有用性が高まるのではないかと。

## 12 岡山市一般廃棄物処理施設整備基金

一般廃棄物処理施設整備事業の財源に充てることを目的として設置された。

取崩額は全て、一般廃棄物処理施設の整備や改修に係る費用である。

近年の積立額の増加要因は、40年以上経過した岡南環境センターを解体し、玉野市・久米南町とともに可燃ごみ広域処理施設を整備するためや、今後、他の焼却場なども大規模修繕が必要となることから年度末残高が増加している。

### 【意見 21】

焼却場の改修・修繕費用として、国から費用の3分の1の補助金援助がなされる。また、中・長期的な計画で改修・修繕計画が行われ、それに基づき、改修・修繕が行われている。そこで、今後も、補助金と積立額等をきちんと把握し、引き続き中・長期的な計画で、岡山市一般廃棄物処理施設整備基金の運用・支出を議論されたい。

## 13 岡山市御津地区学校教育施設整備基金

平成16年に旧御津町立の学校教育施設整備及び学校教育の充実を図る費用の財源を確保する目的で設置された。

積立は、全額株式会社朝日学園からの財産貸付に伴う収入である。

取崩は、主に学校施設の整備、修繕に使用している。

#### 【意見 22】

岡山市御津地区学校教育施設整備基金は岡山市との合併前から設立されている基金であり、御津地区に特化した基金である。他の基金に岡山市学校教育施設等整備基金がある。他の基金の対象にも御津地区はなっており、現在の御津地区の取崩用途は他の基金からも使用できる。また、学校施設の整備・修繕に使用していると記載しているが、平成 30 年度から年間で同額 2,400 千円となっており、実際に必要なのか疑問である。当該基金については、岡山市学校教育施設等整備基金と使用用途に差異があまりないため、統合することが望ましい。御津地区だけでなく岡山市の学校施設全体で有効活用することが望ましい。

#### 14 岡山市市民協働の学校づくり基金

保護者及び地域住民の学校運営への参画を進めることにより、教職員・保護者・地域住民の信頼関係を深めるとともに、学校・家庭・地域社会の役割と責任を明確にしながら、協働してより充実した特色のある学校づくりを実現することを目的として設置されている。

当該基金は、教育充実のための費用に充てるために取り崩しが行われている。直近の平成 26 年度においては岡山っ子育て条例啓発パンフレット、クリアファイル作成のための取り崩しが行われている。なお、取り崩しには基金処分調査委員会による審査により決定している。

#### 【意見 23】

平成 26 年度以降基金の取り崩しが行われておらず利用実績がない。また、令和 4 年 3 月期において基金残高が 378 千円と少額であるため、設立目的を達成するのに十分な基金が確保されていると言い難い。よって、当該基金の存続の可否を検討すべきである。

#### 15 岡山市立図書館福武基金

図書館資料の充実に要する費用の財源を確保することを目的として株式会社福武書店の寄付金により設置された。

#### 【意見 24】

平成 18 年以降は取崩及び積立が行われておらず、利用実績がない。また、令和 3 年度末残高も 214 千円と少額である。したがって、岡山市立図書館基金と設置目的が同じことを考慮し、当該基金を廃止し、岡山市立図書館基金へ積み立てるのが望ましい。

## 16 岡山市学校教育施設等整備基金

学校教育設備等を整備する財源に充てることを目的として設置された。

当該基金は、学校給食の民間委託化による人件費削減額を積み立てているほか、令和7年度までの学校施設長寿命化計画（第Ⅰ期）による施設整備や、令和15年度からの普通教室の空調設備更新に備えて、財政負担の平準化を図るために積み立てている。そのため、現状として基金の残高が増加している。

### 【意見 25】

積立金額について、当初の計画数値より基金の積立が増加している。これは財政状況を考慮したためである。しかし、前年の積立額より著しい増加であるため、設定金額の目標および設定金額の目的を継続して積立दैていくように注意を払っていただきたい。

## 17 岡山市災害遺児教育年金基金

災害遺児に年金を支給するために要する費用の財源を確保するために設置された。

岡山市内に住所を有する保護者は、この制度に任意加入することができる。加入者は、年間200円を市に納付している。これを基金に積み立てている。加入者は4.5万人である。

毎年の取崩額は、災害遺児の対象者に対する支給額である。支給単価は3年に1回見直している。

### 【意見 26】

積立額に対して取崩額は少額である。確かに、大きな災害があれば、災害遺児が増え、支出が増加し、取崩が増額するおそれはある。

もっとも、過去5年間の推移を見ても残高は増加傾向にある。そこで、災害遺児への支給額について、彼らの生活等のために必要十分な額かどうか、充分議論した上で、支給額を決定していただきたい。

## 18 岡山市学童校外事故共済基金

校外において災害を受けた学童の健全な育成と福祉の増進を図るための学童校外事故共済見舞金の支給及び学童の健全な校外活動の育成と増進に寄与する事業の実施に必要な費用の財源を確保することを目的として設置された。

岡山市学童校外事故共済制度の会費は年額300円である。市内在住の義務教育課程に在籍中の児童生徒が、学校管理下外の災害において、死亡又はケガをした場合に見舞金

を支給し、学童の健全な育成と福祉の増進に資する。平成 23 年度以降、取り崩しを全く行っていない。見舞金は支給しているが、会費収入のなかで賄われているため、基金を取り崩す必要がなかったためである。

令和 3 年度については、運用利息分は例年同様だが、この年については、年度途中の段階で見舞金の執行が見込を大きく上回り、見舞金の財源が不足する見込みとなった。そのため、補正予算にて前年度余剰金を見舞金の財源に充てている。

令和 4 年度見込み加入者数は、40,670 名（加入率は加入対象者数に対して 71.9%）である。令和 4 年度は基金の使用を予定している。

【意見 27】

当該基金について平成 23 年度（2011 年）以降取り崩していない状況にある。残高が増え続けていることやこれまでの支給実績・状況から勘案して、会費を減額すること及び当該基金を積極的に使うために見舞金を増額するなど議論する体制を検討していただきたい。

19 岡山市土地開発基金

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るにあたり、土地取得に要する費用の財源を確保することを目的とする。

当該基金は、公共用地取得事業費特別会計歳入歳出予算に計上して、每期積み立てている。平成 15 年に 20 億円を取り崩したのを最後にその後取り崩しはない。現時点では具体的な計画はない。下記が土地開発基金の内訳である。

		令和 3 年度末 土地開発基金現在高		4,814,901,488 円
		現金		3,419,845,838 円
(内訳)	用地特会 への貸付	用地特別会計現金（用地取得財源）		74,664,008 円
		保有地	土地開発基金関係用地	1,141,987,670 円
			都市開発資金関係用地	178,403,972 円

【意見 28】

当該基金について平成 15 年度（2003 年）以降、約 20 数年間全く取崩していない状況にある。残高が相当高額になっていることやこれまでの取崩実績・条文からして、当該基金を積極的に使うことは難しいので、廃止または使用用途を議論する体制を構築していただきたい。

## 20 岡山市国民健康保険事業基金

国民健康保険事業の健全な運営に資するために設置された。国保は、高齢化の進展や医療の高度化により一人当たり医療費が増加する一方、保険料負担能力が低い高齢者や低所得者の加入割合が高く、保険料の負担率が高くなっている。被保険者数は年々減少している中で、高齢者の割合が高くなっており、コロナによる受診控えが影響した令和2年度を除き、一人当たり医療費は年々増加している。したがって、今後も財政的負担が増していく想定である。

積立は、前年度剰余金から償還金の財源とする額を除いた歳入歳出予算で定めた額である。取崩は、国保事業費納付金の財源に充てるための支出額である。

### 【意見 29】

一人当たり医療費の増加などのため、一人当たりの国保事業費納付金は増加傾向にあるものの、基金として積み立てなければならない必要な金額に対しての明確な回答がなかった。

国保事業費納付金については、岡山県が市町村ごとに算定し決定する仕組みとなっている。

つまり、国保事業費納付金を納めるために徴収すべき保険料額や取り崩す基金の額は、岡山市のみで判断できない仕組みであるため、岡山市において、毎年いくらの基金を充てるのか明確にするのは難しいと思うが、できるだけ近似値を模索していただきたい。

## 第5節 小括

個別検討手続より、重複基金が複数あることが確認された。特定行政を行うための基金について、事業目的に対して近年全く使用実績がないものもある。使用はしているのであるが、計画性なく事業目的のために積み立てているという基金も検出された。

また、基金の総論部分で見てきた通り岡山市全体で見た場合、現状、基金の運用内容としてほぼ定期預金に限られている中で運用益は市債及び借入金による調達コストを下回る状況となっており、全体適格的には基金により市債及び借入金を早期に返済した方がより有利な状況となっている。

このような状況の中、岡山市のPDCA体制の下どのように将来リスクに対する資金を貯めていくかについて、第5章にて意見として提案を行いたいと思う。



## 第5章 出資金及び基金の手続を踏まえての 岡山市の行政活動に対する提案

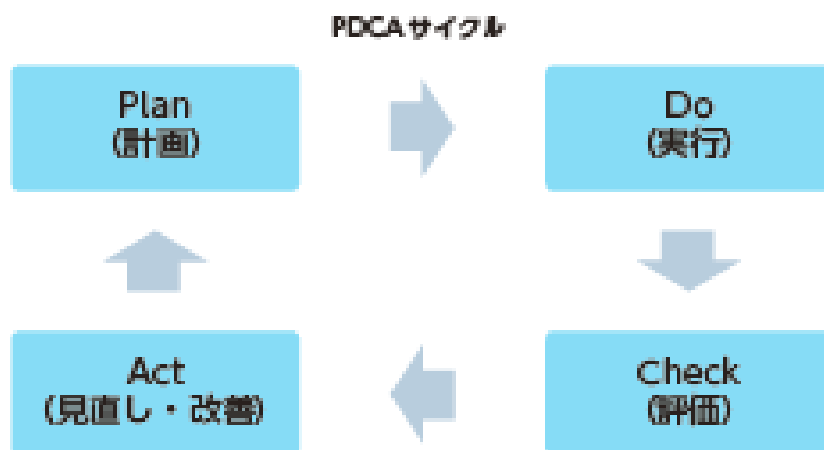
### 第1 出資金の手続を終えての提案

本報告書において、現状の岡山市のPDCA体制の概括的理解を踏まえた上で、現状の仕組みをより有機一体的な仕組みとして回していくにはどのようにすれば良いのか、という点を意識しつつ出資金及び基金手続を進めてきた。

【参考：岡山市のPDCAの進行管理表】

#### (4) 計画の進行管理

- 後期中期計画は、「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「見直し」(Act) を繰り返す「PDCAサイクル」の考え方に基づいた進行管理を行います。
- 具体的には、30の政策ごとに成果指標を設定し、各施策のもとで実施する取組の達成状況を毎年度評価し、ホームページで公表します。
- 各施策のもとで実施する取組は、達成状況や各個別計画の進捗管理等を勘案しながら、見直しや重点化を図り、予算編成に反映することで計画を着実に推進します。



全体的な統制及び各担当課レベルの統制について部門横断的に手続を進めていく中で、結果として検出事項はあるものの、基本的には統制のデザインの問題であって、根底としての職員の意識については全体的に高いものを感じた。統制は結局人がするのである。その基礎の部分については備わっているので、後はデザインをどうするか、という点に絞られる。この点、特に部門横断的な手続をしていった中で、PDCA体制が法定化された事業について結果を伴った非常に好ましい結果も見受けられ、結果として

それに対しての道筋となるものであると感じた。

出資金の手続きからは、全体的な統制の不備から必要となると思われる措置に関する意見と、岡山市における複式簿記体系の導入に関する意見の2点である。

**【意見 30】**

出資金について、公有資産上全体を統括する部署の設置をすることが望ましい。

**【意見 31】**

岡山市の会計システムとして、複式簿記体系を導入した上で、岡山市の総合計画上の事業単位に資産（負債）を紐づけることが望ましい。これについては、岡山市における担当課の決定を含めて、他地方自治体の先行事例から複式簿記体系の下での統制組織を学ぶことが、より効果的かつ効率的な進め方である。

複式簿記体系を構築するという事は、最初の局面では苦しいかもしれないが、一度構築してしまえば、複式簿記体系が元々対象となる事業体の効率的な運用を行うための人類が発明した最良のシステムであるため、それに対しての余りある効果は必ず達成されるはずである。

また、複式簿記体系導入については、岡山市の職員にとっては、グッドニュースもある。議会説明の時期になると、岡山市の職員もかなり緊張感が高まっていることをひしひしと感じたが、この点、早期に導入した東京都福生市によると、現場レベルでの複式簿記体系導入により、より確度の高い情報を会計情報から得られるとともに、それを議会説明情報として出力するマネジメント能力のある職員も育成されるため、議会での説明時間が短くなったという効果がある（公会計マニュアル P387）。そのような面からは、岡山市職員にとってもメリットはある。現状複式簿記体系を導入している地方自治体は少ないかもしれないが、導入事例は公会計マニュアルに例示された事例以上に増えているはずである。是非他地方自治体の事例を検証した上で具体的な行動に移していただきたいと思う。何より、岡山市において有効と思われる PDCA 体制が構築され、更に有機一体的な仕組みとする道、すなわち市民サービスを向上させる方策があるにも関わらず、導入されていないということは会計専門家である監査人の立場からもつたいないという感想を持たざるを得ない。

## 第2 基金の手続を終えての提案

### 【意見 32】

各基金条例の記載にもあるように、「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」と記載されていることから、なかば自動的に定期預金でかつ、期間を半年で運用されている。しかし、取崩予定のない資金については、リスクが低くかつより利回りの高い運用先運用期間を選定し、複数の基金を一括して運用すべきである。

上記のように、基金の運用は岡山市ではそれぞれの基金の担当課が、会計課に運用を依頼し、自動的に定期預金で運用している現状がある。

財政課が管轄している基金（財政調整基金、市債調整基金）以外における、取崩予定のない基金については、リスクが低くかつより利回りの高い運用先を選定すべきである。基金の運用については、基金全体を管理する部署が一括して管理することが望ましい。つまり、運用の知識等がない担当課への一任は、基金運用の効率が悪い問題である。なお、基金の運用について、既存の部署へ担当させることが難しいのであれば、横浜市のように財源課を置くなど、運用に知識がある担当課に一任したほうが、効果的である。

また、安全性を重視し、資金調達との整合を図りつつ、金利変動のリスク分散が可能なラダー型運用がある。

ラダー型運用とは、各残存期間の債券に等金額ずつ投資する手法である。例えば、残存1～10年までの債券を同額ずつ保有して、翌年以降は償還金をそのまま10年債に投資する方法である。

ラダー型運用は、異なる残存期間の債券に分散投資をすることになるので、リスクの分散になる。また、異なる残存期間の債券を一定金額ずつ保有する戦略であるため、複雑な投資判断を必要としない。そして、異なる残存期間の債券を一定金額ずつ保有するため、定期的に満期を迎えるので一定の流動性がある。

導入した地方自治体の例としては、埼玉県や熊本県や大阪府である。熊本県では、令和2年度預金の利回り率は0.008%、債券は0.736%であった。それに対して岡山市は、預金の利回り率は0.007%、債券は0.20%であった。

現状、岡山市は運用期間も半年がほとんどで、長期運用を始める入口としてもラダー型運用はいいのではないかと考えている。そして、熊本県や豊島区のように運用実績をわかりやすく公表することが有用である。

また、岡山市の借入残高を見ると、合計で約466億円となっている。借入残高は、最終的には、市民が負担するものである。一方、岡山市が保有する基金の残高は、約1,028億円となっている。各基金の運用状況を見ても、基本的に、利用しない金銭を定期預金にすることにより、わずかな金利を得ているのみであり、運用としての面も乏しい。

そうであれば、基金を廃して返納し、市の財産へ組み入れることで借入残高の返済が可能となり、結果として、市民への負担を減らすことが望ましい。現状資金需要が高まっている局面において、岡山市の運用体制がこのままの状況で続くなれば、利用しなくなった基金については、廃止して返納ということもありうるのではないかと考えられる。

### 【意見 33】

設置目的が重複している基金については統合が望ましい。将来的には、長期的な視点に立ち、体系的な基金の設置運用を行うことにより、総合計画に掲げる政策目的と連動させることが望ましい。

基金について、担当課からどのように使えば良いのかわからないというコメントを多く聞いた。基金の個別検討でも意見に記載したように重複もあると考えている。

これについて、現状岡山市の財政調整基金は標準財政規模の10%であり、標準が10～20%といわれる中で、標準レベルの最低ラインを保有しているのであるが、出資金で提案したような複式簿記体系によるPDCA体制が岡山市レベルで採用されれば、市民サービスのレベルを落とすことなく、お金を賢く使う体制が構築されることが考えられる。

まず、重複基金についてもより有機一体的に機能するような形に整理して行けば、それにより、市民サービスの向上が可能ではある。重複基金の例としては、駅西地区にぎわい創出支援基金、協働のまちづくり秋山基金、地域振興基金がある。設立時には、それぞれ固有の目的があったのであろう。しかし、これら3つの基金の目的は、岡山市のまちづくり、地域活性、地域振興である。そして、各基金の設立時の状況と現在の状況とは異なり、各基金の利用状況が進んでいないこと、利用範囲が限定されていること等による弊害であることからすれば、その成り立ちなどから統合することが可能な基金については、地域活性化基金といった名目の基金に統合し、岡山市のまちづくり、地域活性、地域振興に要する財源とし、使いやすいよう目的の幅を広げることが可能となる。

寄付者の企図に基づいた特定目的基金についての運営については、各担当課が迷っている節はなく、そのまま運営する。

そのうえで、むやみやたらに、なんの制約もなく基金を設けることは望ましくない。これを、岡山市の総合計画上の政策単位と紐づけて、将来の事業計画を含めた体系として基金で運用しつつ将来の行政に活かすことが可能となる。この時点で、複式簿記体系が導入され資産についてもPDCA体系の下各事業に振り分けられていたならば、各事業単位を担う担当課が将来の事業予測を行いつつ適正な資金計画の下、岡山市の将来資産に対する再投資も自主的に行うこととなる。

現状はどうしても、PDCA体制を回す担当部署である政策企画課と財政課が孤軍奮闘し

つつトップダウンで行う体制となっている。しかし、この時点になれば、末端の部門までが会計的なマネジメント能力を備えた上で、有機一体的に機能している状態となっているはずである。

令和4年度 包括外部監査報告書概要版  
包括外部監査人 公認会計士 高橋正和

発行年月日：令和5年3月20日

発行部数：250部